

資 料

中国における汚職に対する懲戒処分について

The “Disciplinary Action” of Against Corruption
in the People’s Republic of China

町 田 花 里 奈*

目 次

はじめに

- I. 「中華人民共和国公職人員政務処分法」について
- II. 「中華人民共和国公務員法」について
- III. 「中国共産党規律処分条例」について
- IV. 日本の「国家公務員法」について
- V. 日本の「地方公務員法」について
- VI. 懲戒処分における中日比較

おわりに

資料1 「中華人民共和国公職人員政務処分法」邦訳

資料2 「中華人民共和国公務員法」邦訳

はじめに

中国では公務員の汚職が国家の重大問題となっており、近時、法律の制定により汚職を撲滅することに力が注がれている。筆者はこれまで、国家監察委員会（以下、「監察委員会」という。）の根拠規定である「国家監察法」¹⁾（以下、「監察法」という。）を取り上げ、その組織、職責、権限、監

* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) 「中華人民共和国監察法」中共中央規律検査委員会中華人民共和国監察委員会（2018）https://www.ccdi.gov.cn/fgk/law_display/6340（最終閲覧日：2022年2月13日）を参照。

督、調査方法などを紹介してきた²⁾。同法の中では、法律に違反した公職人員に対し、法に基づき政務処分の決定を行うこと(11条3項)、及び監察機関の監督、調査の結果政務処分を科す(45条2項)と規定している。これらの規定を受けて、中国では2020年に、監察機関による政務処分の決定、執行等を具体的に定めた「中華人民共和国公職人員政務処分法」³⁾(以下、「政務処分法」という。)が制定された。

そこで本稿では、まず、政務処分法に規定されている汚職に関する処分の種類、汚職にかかわる政務処分の事由、手続、不服申立て・再調査についての紹介を行う。

次に、政務処分とは別に、公職人員の任免機関が行う懲戒処分を取り上げる。先行研究を見てみると、中国では懲戒処分に関する研究は非常に少ない。中国における懲戒処分の研究では、日本の公務員法の概要や賞罰制度を紹介する論文⁴⁾、救済制度に関する中日比較を行った論文等⁵⁾が見られるが、研究の内容は非常に限られたものである。そこで本稿の後半では、公職人員の各任免機関が行う懲戒処分を紹介した後、その根拠規定で

2) これまでの研究成果としては、「国家監察委員会の強化について—中日における監察制度の比較研究」『比較法雑誌』54号第1巻(2020)157-189頁、「中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題」『比較法雑誌』第54巻第4号(2021)133-179頁、「中国の汚職の調査における「技術調査措置」について—通信傍受法に関する中日比較」『比較法雑誌』第55巻第3号(2021)109-171頁などが挙げられる。

3) 「中華人民共和国公職人員政務処分法」全国人民代表大会(2020) <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/2ce1931bad6d479192a0072ee67b9da9.shtml> (最終閲覧日:2021年8月20日)を参照。

4) 海外の懲戒制度を紹介した論文では、侯茜・範衛紅「外国公務員懲戒制度と借鑑」『行政法学院研究』(2004)、日本の公務員法による賞罰制度を研究した論文では、裴宏・楊斌「日本公務員の奨懲制度」『中国行政管理』(2005)が挙げられる。

5) 中日の懲戒処分を比較した論文では、王麗瑛「中日公務員行政懲戒法律救済制度的比較」『時代法学』(2011)第9巻第1期が挙げられる。

ある「中華人民共和国公務員法」⁶⁾(以下、「公務員法」という。)と、日本の懲戒処分の根拠規定である「国家公務員法」及び「地方公務員法」との比較を行い、両国における懲戒処分権の所在や被処分者による不服審査制度等の相違を提示することによって、懲戒制度を通じた中国の汚職対策の特徴を明らかにする。

I. 「中華人民共和国公職人員政務処分法」について

1. 概要

政務処分法は、2018年3月20日に制定された監察法15条に規定されている公職人員に対する懲戒処分を規定した法律である。

2018年4月16日制定された「公職人員政務処分暫行規定」⁷⁾が制定された。しかし、「公職人員政務処分暫行規定」には、「政務処分の期間や適用規則は公務員法等の個別の法規によったため、公職人員の種類ごとに懲戒の程度や規則が異なり、中国共産党の紀律法規とも異なる」⁸⁾という問題が残り、統一した政務処分を行える法律には至らなかった。その後、「2019年から監察委員会と全人代とで法律の起草が進められ、全人代常務委員会での3回の審議を経て」⁹⁾、2020年6月20日に政務処分法が施行され、監

6) 「中華人民共和国公務員法」中国人大網(2018) <http://www.npc.gov.cn/npc/c12488/201812/7a8739d2c6e146ddb3acf29b27336562.shtml> (最終閲覧日: 2021年12月1日) を参照。

7) 「公職人員政務処分暫行規定」新郷学院紀檢監察網(2020) <https://jjw.xxu.edu.cn/info/1530/2764.htm> (最終閲覧日: 2021年8月20日) を参照。

8) 湯野基生「【中国】公職人員政務処分法の制定」『外国の立法』No. 285-2(2020) https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570700_po_02850214.pdf?contentNo=1 (最終閲覧日: 2022年1月30日) から引用。「全面系統規範公職人員懲戒制度—解讀《公職人員政務処分法》」中共中央規律檢查委員會中華人民共和國國家監察委員會(2020) https://www.ccdi.gov.cn/toutiao/202006/t20200621_220533.html (最終閲覧日: 2021年8月20日) を参照。

9) 同上・湯野(最終閲覧日: 2022年1月30日) から引用。

察法15条に規定する公職人員の違法行為に対し、統一的に適用される処罰の種類、手続、不服審査及び再調査等の制度が整備された。

政務処分法は、第1章総則(1-6条)、第2章政務処分の種類と適用(7-27条)、第3章違法行為及びそれに適用される政務処分(28-41条)、第4章政務処分の手続(42-54条)、第5章再審査及び再確認(55-60条)、第6章法的責任(61-64条)、第7章附則(65-68条)によって構成されている。

中国では、公職人員が汚職を犯した際には、①政務処分法による懲戒処分、②刑法に規定する刑罰、③さらに公職人員が中国共産党員(以下、「党員」という。)であるときは、党の規律処分条例等による組織処分を受ける場合がある。

また、2つ以上の政務処分の場合、そのうち最も重い政務処分を執行しなければならず、(監察法15条)、監察委員会は政務処分を科した場合、任免機関、所属先は、重複して処分を下すことができないが(同法16条)、組織処分は政務処分と同時に科することができる(同法17条)。

指導的職務に就く公職人員の違法行為に関しては、その職務を罷免、撤回、解任されるか、若しくは辞職した後、監察機関は政務処分を科することができる(同法18条)と規定している。

さらに、公職人員の違反行為に対して刑事処分が科される場合、監察機関は、司法機関が下した有効な判決、裁定、決定及びその事実認定と経緯に基づいて、本法の規定に従って政務処分を科すことになる(同法49条1項)。公職人員が法律に基づいて行政罰¹⁰⁾を受け、政務処分を科さなければ

10) 行政罰とは、行政機関が、行政秩序に違反した市民、法人その他の団体に対して、権利と利益の減損又は義務を増加する方法で懲戒処分を行うことをいう(2条)。行政罰の種類は、(1)警告、批判通告。(2)罰金、違法所得及び違法財産の没収。(3)許可書の暫定停止、資格の引き下げ、許可の取り消し。(4)生産・経営活動の制限、生産停止命令、閉鎖命令、事業制限。(5)行政拘留。(6)法律、行政規則に定めるその他の行政罰の6種類である。「中華人民共和国行政処罰法」中国人代網(2021) <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202101/49b50d96743946bda545ef0c333830b4.shtml> (最終閲覧日:2021年12月27日)を参照。

ばならない場合、監察機関は、行政罰の決定により認定した事実と状況に基づいて、事件を正式に調査して確認した後、本法に従って政務処分を科すことができる（同法49条2項）と規定している。

2020年の政務処分者に関する統計を見ると¹¹⁾、中央八項規定精神に対する違反者のうち¹²⁾、批判教育を受けた者197,761人、そのうち政務処分を受けた者は119,224人であった。形式主義、官僚主義等の違反者のうち¹³⁾、批判教育を受けた者117,606人、そのうち政務処分を受けた者は62,595人であった。享楽主義等の問題に関する違反者のうち、批判教育を受けた者80,155人、そのうち政務処分を受けた者は、56,629人であった¹⁴⁾。

2. 処分対象者

公職人員とは、監察法15条及び政務処分法2条に規定されている6類型の職域に該当する者であり、政務処分法の処分対象者に該当する¹⁵⁾。

11) 「監察 | 如何读懂2020年“四风”問題年報」中共中央規律検査委員会中華人民共和國監察委員会（2021）https://www.ccdi.gov.cn/toutiao/202101/t20210127_234848.html（最終閲覧日：2022年1月3日）を参照。

12) 「八項規定（18届中央政治局関与改進工作作風，密接联系群衆的八項規定）」とは、2012年中共中央政治局会議で習近平が提唱した規定である。その内容は、(1) 視察内容の改善と簡素化、(2) 会議の簡素化、(3) 書類の簡略化、(4) 訪問活動の規範化、(5) 警備の改善、交通管制削減、(6) 報道の改善、数、時間の短縮化、(7) 発表の厳格化、(8) 儉約節約の励行、という八項で構成されている。「中国の汚職摘発における「中央巡視組」の意義と課題」『比較法雑誌』第54巻第4号151頁及び注58) [file:///C:/Users/81902/Downloads/0010_4116_54_4_133_179%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/81902/Downloads/0010_4116_54_4_133_179%20(1).pdf)（最終閲覧日：2022年1月1日）を参照。

13) 2013年「形式主義、官僚主義、享楽主義、贅沢浪費」という4つの腐敗の傾向は、「4つの悪風（四风）」と名付けられ徹底的に禁止された。同上151頁（最終閲覧日：2022年1月1日）を参照。

14) 巡視組の調査領域である「4つの力点（四個着力）」に含まれる禁止項目の1つで、「八項規定」が着実に実行されているか、形式主義、官僚主義、享楽主義、贅沢浪費の風潮による不当な傾向がないかなどの問題が含まれている。同上151頁（最終閲覧日：2021年12月30日）を参照。

15) 岡村志嘉子「中国の新たな国家監察体制—中華人民共和國監察法—」『外国

第十五条 監察機関は、次の各号に掲げる公職人員及び関係者に対し監察を行う。

- (一) 中国共産党の機関、人民代表大会及び同常務委員会の機関、人民政府、監察委員会、人民法院、人民検察院、中国人民政治協商会議各級委員会の機関、民主党派の機関及び商工業連合会の機関の公務員、並びに「中華人民共和国公務員法」を参照して管理される者
- (二) 法令による授権又は国家機関の法による委託を受けて公共事務を管理する組織において公務に従事する者
- (三) 国有企業の管理職
- (四) 公営の教育、研究、文化、医療衛生、スポーツ等の組織における管理職
- (五) 基層大衆自治組織における管理職
- (六) その他法に従って公職を履行する者

中国には、公職人員のほかに、「国家公務員（以下、「公務員」という。）」と「国家工作人員」という概念がある。公務員とは、「法律に基づいて公職を履行し、国家行政に組み入れられ、国家財政による給与、福利の負担を受ける職員（公務員法93条）」と規定されている。一方、国家工作人員とは、国家機関、国有企業、企業、事業体等で、法に基づいて、公務に従事する職員（中華人民共和国刑法93条2項、以下「刑法」という。）のことである¹⁶⁾。

の立法』278号（2018）75-76頁 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11202128>（最終閲覧日：2021年12月24日）から引用。本稿における「中華人民共和国国家監察法」の日本語訳に関しては、73-86頁の岡村訳から引用又は参照している。以下、「岡村訳」とする。ただし、条番号等に必要な修正を加えている。

- 16) 田中信行編『入門 中国法 第2版』弘文堂（2019）32頁、及び「如何界定刑法中規定的国家工作人員的範圍？」中国人代網（2002）<http://www.npc.gov.cn/npc/c2369/200204/d6520607212b434d82843a8c82baac9d.shtml>（最終閲覧日：2022年1月31日）を参照。

3. 政務処分の種類と期間

政務処分の種類とその期間は、以下の通り6種類に分かれている。

表1 政務処分の種類・期間

種類	内容
戒告	注意勧告を行い、過ちを是正する処分。6か月間昇格できない。
過失記録	個人情報に違法行為を記録する処分。12か月間昇格、昇給できない。
重大過失記録	個人情報に重大な違法行為を記録する処分。12か月間昇格、昇給できない。
降格	公職人員の級別と給与を降格する処分。12か月間昇格、昇給できない。
解任	在任中の公職人員としての職務を解除する処分。現職の継続ができなくなり、降格、減給処分も受け、24か月間は昇格、昇給できない。
免職	所属先が被処分者との人事関係を解除する処分。公務員の身分が剝奪され、再び公務員になることはできない。

* 政務処分の決定は、決定日から有効となり、政務処分の機関は政務処分の決定日から計算する（8条2項）。

出所：政務処分法7、8条をもとに筆者作成。

それぞれの処分について説明していくと、「戒告」とは、違法行為を犯した公職人員に対して注意勧告を行い、過ちを是正する処分方法で、6種類の処分の中で最も軽い処分である¹⁷⁾。戒告処分の場合、在任中の公職を継続することができる。

「過失記録」、「重大過失記録」は、戒告処分に比べると、違法の程度が重く、档案という個人情報ファイルに違法行為が記録される処分である¹⁸⁾。過失記録、重大過失記録は、一般的に国家や人民の利益が一定の損失を被

17) 中共中央規律検査委員会中華人民共和国国家監察委員会法規室編著『中華人民共和国公職人員政務処分法 釈義』中国方正出版社（2021）51頁を参照。以下、「釈義」とする。

18) 同上51頁を参照。

ったときに適用されるが、戒告と同じく、在任中の公職を継続することができる¹⁹⁾。

「降格」とは、公職人員の級別²⁰⁾、給与を下げる処分である²¹⁾。降格により被処分者が、直接的に待遇面の損失を受けることで制裁を行う処分である。一般的に国家や人民の利益が比較的重大な損失を被った時に適用されるが、戒告、過失記録、重大過失記録と同じく、在任中の公職を継続することができる²²⁾

「解任」とは、公職人員として担当している現在の職務を解く処分である²³⁾。解任は、重大な違法行為を犯し、国家や人民の利益に重大な損失をもたらした場合の処分であり、公職人員として身分は保留されるものの、現職を継続することはできない²⁴⁾。また、解任となった者に対して、辞退、転任等、組織内での人事処理が行われない場合には、所属先での公職人員として身分が残るが、違反行為が重大な場合には、公職人員の級別は降格する²⁵⁾。

「免職」とは、所属先が被処分者との人事関係を解除する処分である。免職処分を受けた者は再び公職人員に就くことはできない、政務処分の中で最も重い処分である²⁶⁾。

処分の期間は、同法8条の通りである。処分期間は満期を以て自動的に解消される。免職処分を受けた公職人員は、所属先との人事関係を解消し

19) 莫于川主編『中華人民共和国公職人員政務処分法 釈義』中国法制出版社（2021）57頁を参照。

20) 釈義・前掲注17) 51頁を参照。公務員法18条、19条によると、公務員の級別は、国家領導層が1級から27級まで、総合管理職が8級から27級に区分されている。

21) 同上51頁を参照。

22) 莫于川主編・前掲注19) 57頁を参照。

23) 釈義・前掲注17) 52頁を参照。

24) 莫于川主編・前掲注19) 57頁を参照。

25) 釈義・前掲注17) 52頁を参照。

26) 同上52-53頁を参照。

ているので、処分期間の規定がない。

4. 汚職にかかわる政務処分の事由

まず政務処分法の抵触する違反行為については、政務処分法28条から41条に規定されている。そのうち、汚職に関連する違反行為は7項目である。

- (1) 公職人員の任用・評価、昇格等の人事業務上の規定違反、経歴詐称による利益の獲得、名誉棄損、暴力、賄賂等による選挙違反（同法32条）
- (2) 公職人員の業務上横領、贈収賄、私的な職権の利用、便宜供与（同法33条）
- (3) 特定の利害関係者における金品の授受、接待等による公権力の違法行使（同法34条）
- (4) 規定違反となる給与、手当の保障、基準を超えた接待や公費の利用、違法な国家財政の消費、（同法35条）
- (5) 営利活動への参加、兼職、報酬の受取（同法36条）
- (6) 執務活動中における違反行為（同法38条）
- (7) 職権乱用、職務怠慢、形式主義、官僚主義、虚偽・漏洩行為（同法39条）

そのほかに、憲法の権威、中国共産党による領導と国家の声誉を損なう行為（同法28条1項1号）等、公職人員の政治的素質、すべての公職人員が有する政治上の基準に対する違反行為、秘密の漏洩、上位組織決定に対する不履行（同法30条）等も違反行為の事由として挙げられる。

4-1. 33条「横領賄賂等の行為及び政務処分」について

本稿では、汚職にかかわる政務処分の事由の中でも、汚職の代表的な事例である贈収賄（同法33条）と公権力の違法な行使（同法34条）を取り上げ、その関連規定含め、条文の内容を詳細に見ていく²⁷⁾。

27) 条文は筆者翻訳。

第三十三条 次の行為のいずれか行為があるとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

（一）業務上横領、賄賂の場合

（二）私的利益のために、職権又は職務上の影響力を利用した場合

（三）特定の関係者が、私的利益のために自分の職権又は職務上の影響力を利用することを容認、黙認した場合

2 規定に基づいて、特定の関係者との人間関係を是正せず、規定に違反して就任、兼職又は経営活動に従事し、職務の調整に従わないとき、その職務を解任する。

積義によると²⁸⁾、33条1号は、横領、贈賄、収賄行為のことであり、監察機関が管轄する横領、賄賂罪の範囲を示している。具体的には、公職人員による横領、公款流用、収賄、組織体の収賄、影響力を利用した収賄、贈賄、対影響力者への贈賄、組織体への贈賄、斡旋賄賂、組織体の贈賄、巨額財産不明（莫大財産由来不明）、境外における預金の隠匿、国有資産の不正分配、罰金没収財物の不正分配、非国家工作人員の収賄、非国家工作人員に対する贈賄、外国公務員及び国際公共団体職員に対する贈賄罪のことである。

33条2号は、職権や職務上の影響力を利用し、本人や他人の私腹を肥やす違法行為のことである。本号における「職権の利用」とは、職務上の主管、責任、公共プロジェクトの承認等の権利を利用することで、職務上の上下関係を利用して、他人の職権を制約する行為も含んでいる。これらは、地方の領導者が、大型開発プロジェクトを誘致する際に多く見られる違法行為である。

33条2号に該当する違法行為は、比較的多く行われている。例えば、職権又は職務上の影響力を利用して、結婚式や葬式等の催事を執り行うこと、他人の経営によって得た財物を独占すること、お金を払ったふりをし

28) 積義・前掲注17) 141-143頁を参照。

中国における汚職に対する懲戒処分について

て公私の財産を占有すること、関連規定に違反して公共物を占領し個人の所有物として使用すること、特定の関係者が、監督の批准、資源開発、金融貸付、一括購入、土地使用権の移行、不動産開発、プロジェクトの入札、公共財政支出等の分野で利益を得ること等が挙げられる。

33条3号は、特定の関係者が、私的利益のために、自分の職権又は職務上の影響力を利用することを容認、黙認した場合である。本条文における「黙認」とは、公職人員が、特定の関係者に対して、本人の職権又は職務上の影響力を利用して私利私欲を追及する行為にもかかわらず、制止せず、行為の助長を放っておくことをいう。また、公職人員が特定の関係者が、本人の職権又は職務上の影響力を使用して私利私欲を追求する行為が行われていることを了解し、表面上は明確な同意をしていないが、水面下において許可をしていることも含んでいる。特定の関係者とは、本人と近い親戚、夫婦及びその他の共同利益関係にある者を指す。

33条では、公務員法14条7号に規定している公務員の義務「清廉潔白で、公正かつ品行方正であること」に反する行為を具体的に規定しており、33条に違反する行為を行った場合は、戒告、過失記録、重大過失記録の処分が科されるが、情状が比較的重大な場合は、降格又は解任、情状が重大な場合には免職処分が科される。

33条をまとめると、横領、賄賂の授受、職権の不正利用、又は職務上の影響力を利用して特定の関係者が私利を増やす行為を黙認、容認することは断じて許されず、清廉潔白な職務の遂行を追求し、国家に重大な損害を与えるような規律違反行為の禁止を具体的に規定している。

4-2. 34条「公正な公権力の行使等の影響を及ぼす行為及び政務処分」 について

次に34条の内容を詳しく見ていく²⁹⁾。

第三十四条 公正な公権力の行使に影響を及ぼす贈答品、謝礼、有価証券等

29) 条文は筆者翻訳。

の財産を受領したとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科し、情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

- 2 公職人員及びその特定の関係者に対して、公正な公権力の行使に影響を与える可能性のある贈答品、謝金、有価証券等の財物を贈呈し、又は公権力の公正な行使に影響を与える可能性がある宴会、観光旅行、フィットネスクラブ会員資格、娯楽活動等の手配を受け入れ、情状が比較的重いとき、戒告、過失記録、又は重大過失記録を科す。情状が重大なとき、降格又は解任を科す。

積義によると³⁰⁾、34条は公職人員が、公正な公権力の行使に影響を及ぼす財物を受取った場合又は贈呈した場合に関する規定である。本条は中国共産党の規律違反とも関連しており、全面的で厳格な要求として表わすことにより、贈答品の授受を早いうちに防止することで、権力や金銭が絡む行為に発展しないように、小さな過ちを大問題に発展させないように厳しく規定している。

34条1項では、收受が公正な公権力に影響する可能性のある贈答品、謝礼金、有価証券等の財物を收受する違法行為について規定している。「財物」とは、贈答品、謝礼金、有価証券のほかにも、近年は、インターネットを利用した株券、金融商品、電子マネー、ネットご祝儀（投げ銭）等の形式による收受が行われるようになった。

34条2項の「公正な公権力に影響する可能性のある」とは、公権力の行使に関連があること、公正な公権力の行使と衝突が生じること、公職人員による公権力の行使に不正を引き起こす可能性があることをいう。

34条に規定する贈収賄は、公職人員及びその特定の関係者に、公正な公権力の行使に影響を及ぼすような贈答品、謝礼金、有価証券を贈る贈賄と、それを收受する収賄が一致することにより違法行為が成立する。収賄を行った場合は、戒告、過失記録、重大過失記録を科されるが、情状が比較的重いときは、降格又は解任、情状が重大なときは、免職となる。2項

30) 積義・前掲注17) 145-146頁を参照。

中国における汚職に対する懲戒処分について

の違法行為を行った場合には、贈賄を行った場合で、情状が比較的重大な場合は警告、過失記録に、重大過失記録、情状が重大な場合には解任となる。

34条に関するその他の関連規定を見ると、公権力の違法な行使については、2016年4月に最高人民法院、最高人民検察院が施行した「横領賄賂刑事事件に適用する法律の若干の問題における解釈に関して」³¹⁾では、以下のように規定している。

第十三条 以下に該当するとき、「他人のために利益を追求する」と認められなければならないが、犯罪の構成要件を満たしているとき、刑法に基づいて収賄罪の規定により処罰される。

- (一) 実際に他人のために利益を得る、又は他人のために利益を得ると承諾している場合
- (二) 他人が具体的なお願い事があると明らかに分かっている場合
- (三) 職務遂行中に頼まれてはいないが、事後に当該職務の遂行により、他人の財物を収受した場合

- 2 国家工作人員は、上下関係にある部下又は行政管理関係にある被管理人員から、財物3万元以上を要求し、又は収受し、職権の行使に影響するとき、他人のために利益を追求した可能性があるともなされる。

5. 政務処分の手続

政務処分の手続に関しては、政務処分法42条から54条に規定されている。前提として、監察機関が政務処分を決定する権限を持っている（同法3条）。違法行為に対する調査は2名以上の職員により行われ、違法な証拠収集を禁じている（同法42条）。また、被処分者との間に血縁又は利害関係等がある者は調査の担当から外される（同法47条）。処分前に被処分

31) 条文は筆者翻訳。中華人民共和國最高人民法院中華人民共和國人民檢察院「關於辦理貪污賄賂刑事事件適用法律若干問題的解釋」（2016）https://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/201604/t20160419_116381.shtml（最終閲覧日：2021年10月26日）を参照。

者に違法の事実と政務処分根拠を告知し、陳述の機会を与えている（同法43条）。処分決定には政務処分決定書を作成し、被処分人員の氏名、所属先と職務、違法事実と証拠、政務処分の種類と根拠、政務処分の決定に不服審査の方法と期限、政務処分を決定した機関の名称と日時を明記し、決定を下す監察機関の印章を押さなければならない（同法45条）。処分の内容は、被処分者及びその所属機関等に通知される（同法46条）。一部の特別な身分の公職人員に対する解任・免職処分は、規定により前置手続を経る必要がある（同法50条）。

政務処分の手続には、違法収集証拠排除法則に相当する条文（同法42条2項）も含まれている³²⁾。

第四十八条 監察機関の責任者の回避は、上級監察機関によって決定する。

その他の違法事件の調査、処理に関与した人員の回避は、監察機関の責任者が決定する。

2 監察機関又は上級監察機関は、違反事件の調査、処理に関与した人員が回避すべき事情があると判断した場合、当該人員の回避を直接決定することができる。

中華人民共和国刑事訴訟法52、56条に規定する違法収集証拠排除法則³³⁾は以下の通りである。

第五十二条 裁判官、検察官及び捜査官は、法律の定める手続に従って、被疑者又は被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪の情状の軽重を十分に立証で

32) 条文は筆者翻訳。

33) 本稿における中国の刑事訴訟法の日本語訳に関しては、法務省大臣官房司法法制部「中華人民共和国刑事訴訟法（2013年1月1日施行）」（平成25年3月）『法務資料』第463号19-21頁 <http://www.moj.go.jp/content/000115369.pdf>（最終閲覧日：2021年12月27日）の日本語訳から引用又は参照している。ただし、条番号等に必要な修正を加えている。

中国における汚職に対する懲戒処分について

きる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要及び脅迫、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠収集は、これを厳禁する。

第五十六条 拷問等の違法な方法により収集した被疑者若しくは被告人の供述又は暴行若しくは脅迫等の違法な方法により収集した証人の証言又は被害者の陳述は、これを排除しなければならない。証拠物又は証拠書類の収集が法律の定める手続に違反し、司法の公正に重大な影響を及ぼす可能性のあるときは、これを補正し又は合理的な説明をしなければならない。補正又は合理的な説明ができない場合には、その証拠を排除しなければならない。

2 捜査、起訴審査及び裁判に際して、排除すべき証拠を発見したときは、法律に基づきこれを排除しなければならない。起訴の意見、起訴の決定又は判決の根拠にしてはならない。

及び、政務処分法に関連する監察法33条2項3項においても、違法収集証拠排除法則に関する内容が規定されている³⁴⁾。

第三十三条 監察機関がこの法律の規定に基づき収集した物的証拠、文書の証拠、証人の証言、被調査人の供述・弁明、視聴覚資料、電子データ等の証拠資料は、刑事訴訟において証拠として使用することができる。

2 監察機関が証拠を収集し、固定し、審査し、及び運用するときは、刑事裁判における証拠に関する要求及び基準と一致させなければならない。

3 不法な方法で収集した証拠は、法に従って排除しなければならない。事件処理の根拠としてはならない。

以上のように、政務処分法とその関連法である監察法では、証拠収集の要求や基準を刑事訴訟法上の違法収集証拠排除法則に一致させている。このことから、政務処分の手続は、犯罪の捜査手続に相当する厳格なものであると考えられる。

34) 岡村訳・前掲注15) 79頁から引用。

6. 再審査及び再調査

公職人員は、監察機関による政務処分に関する決定に対して不服がある場合、再審査を申請できる（政務処分法55条）。さらに、再審査の決定が依然として不服な場合は、上一級監察機関に再調査を請求できる（同法55条）。

7. その他

7-1. 政務処分の軽減について

11条では、政務処分の軽減を規定している。

第十一条 公職人員が、以下の各号のいずれかに該当するとき、政務処分を緩和又は軽減することができる。

- (一) 政務処分を受けるべき違法行為を犯した本人が、自白した場合
- (二) 調査に協力し、本人の違法な事実を正直に説明した場合
- (三) 他人の規律違反、違法行為を告発し、調査の結果、それが事実であると証明された場合
- (四) 自主的に措置を取り、効果的に回避し、損失を取り戻し、又は悪影響を排除した場合
- (五) 共同の違反行為において、補佐的又は補助的な役割を果たしていた場合
- (六) 自主的に違法な所得を上級機関に渡す、又は返還した場合
- (七) 法令、法規に規定するその他の軽度又は軽い事情がある場合

積義によると³⁵⁾、(三)では密告を奨励している。なぜなら、密告は、監察機関の違法行為に対する調査への協力であり、処分能力を高め、人件費、経費を抑えることができる重要な意義を持ち、司法取引のような役割を果たすからである。

密告は主に、①密告された公職人員が、公職人員、被公職人員の共犯

35) 積義・前掲注17) 62-63頁を参照。

者、当該違法行為とは関係のない公職人員であること。②密告の内容が違法行為に相当し、党内紀律や業務上の規律等の違法行為であること。③密告の違法行為が事実であること、この3つの条件が揃っている場合、政務処分の緩和又は軽減を受けることができる。

また、密告は違法行為の重大性にかかわらず、処分の緩和や軽減を受けることができる。ただし、密告の内容は、真実でなければならず、違法行為を行った公職人員が提供した重要な手がかりが、他の違法行為に関する調査の突破口になる場合、原則として、密告の内容の事実確認を終えてから、政務処分の緩和又は軽減を受けることができる³⁶⁾。

監察法31条2号においても、密告に関する処分の軽減が規定されている³⁷⁾。

第三十一条 職務犯罪の疑いがある被調査人が自主的に罪を認め、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、監察機関は、幹部人員が合同で検討し、かつ、1級上の監察機関の承認を経て、人民検察院に移送する際に当該被調査人に対する処罰を軽くするよう意見具申することができる。

- (一) 自主的に事件を報告し、過ちを心から悔いているとき
- (二) 積極的に調査に協力し、監察機関が把握していない違法犯罪行為についてありのままに供述したとき
- (三) 積極的に贓物を返還し、損失を減少させたとき
- (四) 大きな功績又は事件が国の重大利益に関わる等の状況があるとき

7-2. 立件後の調査期間中の特別な要求について

政務処分法52条には、違法行為の疑いのある公職人員に対する調査期間中の特別な要求が規定されている。

第五十二条 公職人員に法律違反の嫌疑があり、正式な調査を行った結果、

36) 莫于川主編・前掲注19) 74頁を参照。

37) 岡村訳・前掲注15) 79頁から引用。

その職務を履行することが適切ではないと判断したとき、公職人員の任命機関、所属先は、暫定的にその職務の履行を停止することができる。

- 2 公職人員は、正式な調査期間中に、監察機関の同意を得ずに、出国をし、公職を辞職してはならない。被調査者である公職人員が所属する機関、所属先及び上級機関、部門は、その交流、昇格、表彰、処分又は退職の手續をしてはならない。

52条1項では、監察機関の調査中に公職人員は通常の業務に支障が出る。その一方で、違法行為の疑いのある公職人員が、調査期間中に、監察機関による調査の邪魔をし、職務を利用して調査を回避するなどして、調査の効率が下がることを防止している措置でもある。監察機関は、任免機関との関係を強化し、調査への協力を求めている。

52条2項では、被調査者である公職人員は、監察機関の同意を経ずに出国できないことや、任免機関や所属先が勝手に、交流、昇格、表彰、処分又は退職手續をしないように規定している³⁸⁾。

本条は、監察法と公務員法においても、関連条文が規定されているため、各条文を記載しておく。監察法52条1号及び3号³⁹⁾では、

第五十二条 国家監察委員会は、反腐敗に係る国際追跡及び逃亡防止への協力を強化し、関係機関に対し次の各号に掲げる関係業務の実施を督促する。

- (一) 重大な汚職・贈収賄、職責不履行等の職務犯罪事件であって、被調査人が国（域）外に逃亡し、証拠の把握が比較的确实であるものについては、国外捜査協力を実施することにより逮捕し、裁判に付すこと
- (二) 贓物の所在国に対し、事件に係る資産の照会、凍結、差押え、没収、追徴及び返還を請求すること
- (三) 職務犯罪の疑いがある公職人員及びその関係者の出入国（域）及び越境資金の流動状況を関係機関等に照会し、及び監視し、事件調査の過程において逃亡防止手續を整備すること

38) 釈義・前掲注17) 209頁、莫于川主編・前掲注19) 232-233頁を参照。

39) 岡村訳・前掲注15) 83頁から引用。

と規定されており、公務員法86条4号⁴⁰⁾では、以下の通り規定されている。

第八十六条 公務員が、以下の各号のいずれかに該当するときは、公職を辞職してはならない。

……

(四) 会計監査、規律審査、監察調査を受けている期間中である、又は犯罪の疑いがあり、司法手続が終了していない場合

II. 「中華人民共和国公務員法」⁴¹⁾について

1. 概要

公務員法は2005年に制定され、2018年国家監察法の成立に伴い、2018年に修正が行われた。これまで、公務員の人事は、国家公務員局によって管理されてきたが、2018年「党・国機構改革深化計画」により、国家公務員局は、看板だけを残して、中国共産党の組織部に編入したため、現在は、組織部が人事の最終的な管理権を持っている⁴²⁾。

政務処分法は監察機関が行う政務処分のみに関する法律であるのに対し、懲戒処分は、公職人員が所属する任免機関によって定められており、公務員法は、公務員に対する懲戒処分を規定している。

公務員法には、海外の公務員法を参照したこともあり、日本の国家公務員法を類似した形式を採り、懲戒処分のみならず公務員制度全般について定める法律である⁴³⁾。

40) 条文は筆者翻訳。

41) 公務員法・前掲注6)を参照。

42) 田中編・前掲注16) 32-33頁、及び「国家公務員主要職責」国家公務員局(2018) <http://www.scs.gov.cn/jzyz/> (最終閲覧日: 2022年1月19日)を参照。

43) 公務員の職位の管理、採用試験、考査、表彰、研修、監督などを規定している。

2. 処分対象者

処分対象者は、中国の公務員である。公務員とは、法に則り公務を履行し、国の統治機構に所属し、国家財政によって賃金及び福利を受ける職員のことをいう（公務員法2条）。

中国の公務員には、最高人民法院、最高人民検察院、監察機関、國務院の職員、人代の職員も含まれる。

3. 処分の種類と手続

公務員法の定める懲戒処分の種類や手続に関する規定は、政務処分法の規定とほぼ同じである⁴⁴⁾。そのため、同じ規律法律違反に対して、監察機関が政務処分の決定を下した場合、公務員が所属する機関は更に処分を科さない（同法61条）と規定し、公務員法と政務処分法による処分の重複の回避を明確に定めている。

懲戒処分は、警告、過失記録、重大過失記録、降格、停職、免職に分けられる（同法62条）が、57条では、懲戒処分に満たない違法行為についての対応が規定されている。

第五十七条 機関は、公務員の政治思想、職責の履行、勤務態度、規律法規の遵守等の状況について監督を行い、勤勉で清廉な組織風土を展開し、日常的な管理監督制度を建設しなければならない。

2 公務員に対する監督を通じて問題が発覚した場合は、事情に応じて、口頭による警告、批判教育、検査命令、訓告、組織内調整、処分を命じなければならない。

3 公務員の職務違反や職務犯罪の疑いがある場合は、法律に基づいて、監察機関に移送して処理しなければならない。

2項において、公務員に対する監督により問題が発生した場合でも、懲戒処分に満たない軽微な違反行為の場合には、まずは、組織内において注

44) 表1及び107頁「5. 政務処分の手続」を参照。

意勧告、批判教育⁴⁵⁾等を行い、悔いを改め改善が認められた場合には、懲戒処分は免除されるなど、処分の軽減が規定されている。しかし、違反行為が、職務犯罪の疑いがある場合には、刑事責任を迫及することになっている。

III. 「中国共産党規律処分条例」⁴⁶⁾について

1. 概要

2018年8月に中国共産党中央が修訂した「中国共産党規律処分条例」(以下、「規律処分条例」という。)は、同年10月1日に施行された。本条例は、2015年10月18日に改正された「中国共産党規律処分条例」を基礎として修正が行われ、党員の違反する規律を、政治紀律、組織紀律、廉潔紀律、大衆紀律、活動紀律、生活規律の6領域に分類し、党員に対する規律処分を厳格に定めている。

2. 処分対象者

規律処分条例の処分対象は、党組織及び党員である(規律処分条例6条)。本稿では、党員の廉潔規律に関する組織処分の部分を取り上げている。

3. 処分の種類

規律処分条例における処分の種類とその期間は、以下の通り5種類に分かれている(同条例8条)。

45) 批判教育とは、「誤りを批判し、教育をすること」をいう。岡村訳・前掲注15) 81頁注釈16から引用。

46) 条文は筆者翻訳。「中共中央印発《中国共産党規律処分条例》」共産黨員網(2018) <https://www.12371.cn/2018/08/27/ARTI1535321516261382.shtml> (最終閲覧日: 2021年10月28日) を参照。

表2 中国共産党規律処分例における処分の種類

種類	内容
警告	規律違反の内容が比較的軽い場合に科す処分である。 1年間は、党内の職務を昇進する、又は党外の組織による推薦で、現職より高い階級の職務に就くことができない（同条例10条）。
嚴重警告	比較的軽い規律処分であり、規律違反の性質と内容が比較的重い場合に科す処分である。 1年半は、党内の職務を昇進する、又は党外の組織による推薦で、現職より高い階級の職務に就くことができない（同条例10条）。
党内職務の解任	規律違反の性質と内容が比較的重大で、現在の職位に適任しない場合に科す処分である。2つ以上の職務を兼任している場合には、すべてを解任するか、又は一番階級の高い職務を解任する。2年間は、党内の職務又は党外の組織、現職より高い階級の職務に就くことができない（同条例11条）。
党内観察	重大な規律違反を犯し、党員の条件を完全に喪失しないものの、現職を継続することが難しい場合に科す処分である。党内観察は、1年間か2年間であるが、最長でも2年を超えない。監察期間中は、選挙権を失う。悔いを改めれば、党員の権利が復活するが、悔いを改めず、規律違反を繰り返す場合には、党籍を剥奪する（同条例12条）。
党籍剥奪	重大な規律違反を犯し、党員の資格が喪失する最も重い処分である。少なくとも5年間は党員の権利を剥奪される。入党しても、現職やそれ以上の職務に就くことはできない（同条例13条）。

出所：規律処分条例8-13条をもとに筆者作成。

4. 汚職にかかる事由

- (1) 横領、贈収賄、職権乱用、職務怠慢、権力を利用した不当な利益の獲得、権力による公共財産の私有化、徇私舞弊⁴⁷⁾、国家財産の浪費等の犯罪にかかわる嫌疑が発覚したとき（同条例27条）

47) 個人の利益のために不正を行い、法や規制をまげて罪にならないようにすること。

中国における汚職に対する懲戒処分について

- (2) 職権乱用により、党幹部の配偶者、子女及びその配偶者等の親族、特定の関係者が賄賂を受受すること（同条例85条）。
- (3) 党幹部が職権や職務上の影響力を相互に利用して、相手とその配偶者、子女及びその配偶者等の親族、身辺の工作人員や特定の関係者が権利取引により利益を獲得すること（同条例86条）。
- (4) 党幹部の配偶者、子女及びその配偶者等の親族、身辺の工作人員、特定の関係者が、党員幹部本人の職権や職務上の影響力を利用し、利益を得ることを黙認すること（同条例87条）。
- (5) 公正な公務の遂行に影響を及ぼすような礼品、謝金、電子マネー、有価証券、株券その他の金融商品等の財物を收受すること（同条例88条）。
- (6) 公務に従事する人員とその配偶者、子女及びその配偶者等の親族、特定の関係者に対して、明らかに常識を超えた礼品、謝金、電子マネー、有価証券、株券、その他の金融商品を贈ること（同条例89条）。
- (7) 執行の相手から、金銭、住宅、自動車を借り、公正な公務の遂行に影響が出ること（同条例90条）。
- (8) 職権や職務上の影響力を利用して、冠婚葬祭等を催すこと（同条例91条）。
- (9) 公正な公務の遂行に影響を及ぼすような宴会、旅行、フィットネスクラブ、娯楽活動を手配され、受け入れること（同条例92条）。
- (10) フィットネスクラブ、エグゼクティブラウンジ、クラブ、ゴルフ等の会員カードを違法に取得、所持、使用すること（同条例93条）。
- (11) 企業を経営するなどの利益活動に参加すること（同条例94条）。
- (12) 職権や職務上の影響力を利用して、配偶者、子女及びその配偶者等の親族、特定の関係者のために、資源開発、信用貸付、一括購入、土地の譲渡、不動産開発、プロジェクトの入札、公共財政の違法な支出を行い、利益を獲得すること（同条例95条）。
- (13) 退職後の党員幹部が違法な仲介、営利活動を行うこと（同条例96条）。
- (14) 党幹部の配偶者、子女及びその配偶者が違法に経営活動を行うこと（同条例97条）。

- (15) 党幹部本人，配偶者，子女及びその配偶者等の親族が，交通，医療，警備等において，特別な生活上の待遇を受けること（同条例99条）。
- (16) 住宅の分譲，購入が，国家や集団の利益を侵害していること（同条例100条）。
- (17) 職権を利用して，公私の財物を占領すること（同条例101条）。
- (18) 職権を利用して，占領した公共物を私物化すること（同条例101条）。
- (19) 公金で，宴会費用，高額な娯楽費，フィットネスクラブの費用を支払い，又は公金で，贈答品，プリペイドカードを購入し配ること（同条例103条）。
- (20) 関連規定に従わず，給与，手当，賞金を違法に決定すること（同条例104条）。
- (21) 公金で旅行をする，又は研修，調査等の名目で公金を不正に利用する。公務の日程を違法に変更し旅行すること（同条例105条）。
- (22) 規定を超えた飲食や接待を行うこと（同条例106条）。
- (23) 公務で使用する交通手段を無断で準備，購入，変更，装飾すること（同条例107条）。
- (24) 禁止されている観光地等で会議を開催すること（同条例108条）。
- (25) 違法に，事務室の改装，研修センター等の建設を許可すること。基準数を超えた事務室を使用すること。公金で客室を占領し，又は個人的に使用すること（同条例109条）。
- (26) 金銭と好色事の取引をすること（同条例110条）。
- (27) その他の廉潔規律に違反する行為を行うこと（同条例111条）。

5. 手 続

上級党組織が下級党組織に対して処分を科す。党員が規律審査を受けている際に，刑法上の犯罪の嫌疑がある場合には，刑法の構成要件に該当するかどうかにかかわらず，規律処分を科す（同条例28条）。党員の重大な規律違反が発覚したときは，党内での規律処分を受けた後に，政務処分を受け，関連する国家機関の処理を受ける（同条例29条）。

6. 不服審査

党員は、規律処分に不服がある場合には、中国共産党規約及び関連規定に従って不服申立てをすることができる（同条例42条）。

7. その他

政務処分法11条3号、監察法31条2項にも規定されているように、規律処分条例においても、規律処分条例17条3号においても、密告に関する処分の軽減が規定されている⁴⁸⁾。

第十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、軽く又は軽減な処分をすることができる。

- (一) 被処分者本人が、党の規律処分を受けるべき事項について、自主的に白状した場合
- (二) 組織の検証及び立件審査の過程において、検証作業に協力し、当該被処分者の規律法律違反の事実をありのままに説明した場合
- (三) 共犯者又はその他の者が、党の規律処分又は法的追及に関する問題を密告し、その事実が証明された場合
- (四) 損失を自主的に回復させ、悪影響を排除する、または有害な結果の発生を効果的に防止した場合
- (五) 規律に違反する所得を自主的に提出する場合
- (六) その他の功績を挙げた者

その他、党員の犯罪が軽微な場合には、人民検察院は起訴しない、又は人民法院が有罪判決、刑事処罰を科さない（同条例31条）ことも規定されている。

48) 条文は筆者翻訳。

IV. 日本の「国家公務員法」について

1. 概 要

日本の「国家公務員法」は1947年に制定された。同法1条では、「国家公務員に適応すべき各種の制度の根本基準を定めることと、職員の職務の遂行が最大の能力を発揮して行われるようにすることが本法の直接の目的として定められており、その職員の能力発揮のため、そもそもの職員の選択、すなわち任用が民主的な方法で行われるべきこと、さらに採用の後の指導も民主的な方法で行われるべきこと」が定義されている。

日本の国家公務員に対する懲戒処分とは、同法に規定された職員の義務違反に対し、公務の規律及び秩序の維持の観点から科される制裁のことである。日本では、公務員が汚職を犯した際には、①行政処分である懲戒処分、②刑罰を受ける場合がある。

国家公務員法の実施につき必要な事項は人事院規則に定められている（同法74条）。日本の国家公務員法は、中国の公務員法と同じく公務員制度全般について定めたものであるが、国家公務員のみを対象としており、地方公務員は後述する地方公務員法及び条例の規定による。

令和2年における懲戒処分の状況については、以下の通りである。

表3 懲戒処分を受けた一般職の国家公務員（単位：人）

	免職	停職	減給	戒告	合計
令和2年	18	50	110	56	234
平成31年・令和元年	26	74	131	65	296

出所：「平成31年・令和元年における懲戒処分の状況について」人事院（令和2年3月13日）
<https://www.jinji.go.jp/kisya/2003/choukaiH31-R1.html>（最終閲覧日：2022年1月30日）、及び「令和2年における懲戒処分の状況について」人事院（令和3年3月12日）
<https://www.jinji.go.jp/kisya/2103/choukaiR2.html>（最終閲覧日：2022年1月30日）を参照して筆者作成。

中国における汚職に対する懲戒処分について

表4 事由別・種類別処分数（令和2年）（単位：人）

横領等関係	免職	停職	減給	戒告	合計
令和2年	2	3	6		11
平成31年・令和元年	7	1	4		12
平成30年	4	5	4	1	14

収賄・供応等関係（倫理法違反等）	免職	停職	減給	戒告	合計
令和2年		1		2	3
平成31年・令和元年	1	2		5	8
平成30年		1	6	5	12

出所：「資料2 事由別・種類別処分数（令和2年）」人事院（令和3年3月12日）<https://www.jinji.go.jp/kisya/2103/nenkan-shiryuu2.pdf>（最終閲覧日：2021年12月30日），及び「資料2 事由別・種類別処分数（平成31年・令和元年）」<https://www.jinji.go.jp/kisya/2003/shiryuu2.pdf>（最終閲覧日：2022年1月30日）を参照して筆者作成。

2. 処分対象者

処分対象者は、国家公務員であり、①国家の事務に従事している者、②国の任命権者によって任命されている者、③原則として国家から給与を受けている者である⁴⁹⁾。

国家公務員は、日本国憲法において、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」（15条2項）と位置付けられており⁵⁰⁾、国民全体と地域住民全体に対する全体の奉仕者である。

3. 懲戒処分の種類と期間

懲戒処分の種類と期間に関しては、公務員法82条に規定されている。

49) 森園幸男等編『逐条国家公務員法 全訂版』学陽書房（平成27年）65頁を参照。

50) 同上63頁を参照。

表5 懲戒処分の種類と期間

種類	内容、処分期間	
戒告	その責任を確認し、将来を戒める処分 (職員の懲戒4条)	公務員としての身分は継続
減給	1年以下の期間、俸給の月額1/5相当を減給(職員の懲戒3条)	
停職	1日以上1年以下 期間中給与は支給されない (同法第83条、人事院規則12-0「職員の懲戒」第2条)	
免職	国家公務員の身分剥奪	

* なお、戒告に似た名前のもので、訓告、嚴重注意、口頭注意等がある。これは懲戒処分的一种ではなく、職務上の義務違反が懲戒処分に付する程度に達しない場合に、指揮監督権に基づいてその義務違反者の職務履行の改善向上に資するために行われる監督上の措置のことをいう。

出所：公務員法をもとに筆者作成。

4. 汚職がかかわる懲戒処分の事由

懲戒処分の事由は3つである。すなわち、①公務員法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合である（同法82条）。

このうち汚職がかかわる懲戒処分の事由は、③に相当するが、実際には個別に判断する必要があるため、「懲戒処分の指針」（平成12年3月31日職職—68）（人事院事務総長発）を参照する。

5. 処分の手続

懲戒権者は任命権者である（国家公務員法84条1項）。また、人事院も懲戒権を持っていることから、国家公務員倫理法に違反する部分に関しては、国家公務員倫理審査委員会に委託する（同法84条の2）ことになっている。

日本の国家公務員法では、聴聞制度は事前手続として制度化されていないが、事後手続の不服申立てが法定されている（同法84条）。

中国における汚職に対する懲戒処分について

職員に対して懲戒処分を行う際は、処分説明書の交付をしなければならない（同法89条）。

6. 審査請求

処分を受けた職員は、人事院に対して審査請求をすることができる（同法90条）。また、人事院の判定に不服がある場合には、裁判所に対して取消訴訟を提起する（行政事件訴訟法3条3項）。

V. 日本の「地方公務員法」について

1. 概要

「地方公務員法」は1950年に制定された。懲戒処分は任免権者が職員の一定の義務違反に対し、道義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の維持を目的としている（地方公務員法29条）。

懲戒処分に関する規定は、国家公務員法とはほぼ同様である。国家公務員法上の人事院に相当するものとして人事委員会が設置されている。

近年の地方公務員に関する汚職の統計は以下の通りである。

表6 懲戒処分者数 (単位：人)

	免職	停職	減給	戒告	合計
令和2年	436	730	1,210	1,320	3,696
令和元年	494	829	1,354	1,567	4,244
平成30年	532	848	1,315	1,486	4,181
平成29年	476	791	1,232	1,372	3,871
平成28年	501	858	1,276	1,583	4,218
平成27年	481	805	1,330	1,632	4,248
平成26年	465	885	1,392	1,670	4,412

平成25年	484	978	1,442	1,847	4,731
平成24年	510	947	1,541	1,764	4,762
平成23年	547	841	1,426	1,800	4,614
平成22年	539	885	1,542	1,952	4,918

出所：令和2年度における地方公務員の懲戒処分等の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）法務省（令和3年12月24日）「1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について（令和2年4月1日～令和3年3月31日）」2頁 https://www.soumu.go.jp/main_content/000784699.pdf（最終閲覧日：2022年1月30日），及び「令和元年度における地方公務員の懲戒処分等の状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）」総務省「1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について」4頁 https://www.soumu.go.jp/main_content/000724346.pdf（最終閲覧日：2022年1月30日）を参照して筆者作成。

表7 収賄等関係（横領、収賄等）による戒処分者数の状況
（行為別・種類別）（単位：人）

	免職	停職	減給	戒告	合計
令和2年	66	12	7	2	87
令和元年	86	16	7	5	114
平成30年	83	16	3	4	106

出所：同上4頁（最終閲覧日：2022年1月30日）を参照して筆者作成。

2. 処分対象者

処分対象者は、地方公務員である。地方公共団体の公務員だけでなく、特定地方独立行政法人の公務員をいう⁵¹⁾。

VI. 懲戒処分における中日比較

最後に、中国と日本の懲戒処分を比較検討していく。

51) 橋本勇『新版 逐条地方公務員法 第5版改訂版』学陽書房（2020）44頁を参照。

1. 各法律の性格

監察機関は、汚職を調査する独立機関であり、その根拠規定である監察法の関連法規に位置する政務処分法は、公職人員の汚職や党の規律違反に関する項目が違反行為とその処分に関する内容が中心になっている。公務員法は、質の高い公務員の育成、勤勉廉潔な行政の促進、業務能力の向上を目的とした法律として、法令・職業道德を遵守、誠実な職責の履行並びに業務効率向上の努力、人民への奉仕、国家安全、名誉及び利益の擁護等を規定し、公務員の違反行為にかかわらず、採用試験、任免、給与、懲戒、公務員の保障や権利を含めた公務員制度全体を規定している。公務員法は、海外の法律を参考に制定されたことから、日本の国家公務員法とも類似した部分が多く見られる。規律処分条例は、党員の規律違反に対する行為とその処分を規定している。

政務処分法は、監察法15条に該当するすべての公職人員にかかわるが、懲戒処分は、公務員法をはじめとするそれぞれの機関の法令に委ねられている。

2. 法律上の責任

中国では、公職人員が汚職を犯した際には、①政務処分法による懲戒処分、②刑法に規定する刑罰、③さらに公職人員が党員である場合は、党の規律処分条例による組織処分を受ける場合がある。公務員が汚職を犯した際には、①国家公務員法に基づいた懲戒処分、②刑罰を受ける場合がある。これに対して、日本では、国家公務員が汚職を犯した際には、①国家公務員法に基づいた懲戒処分、②刑罰を受け、地方公務員は国家公務員を同様に、①地方公務員法に基づいた懲戒処分、②刑罰を受ける。

中国では、政務処分法と公務員法における懲戒処分の内容がほぼ一致していることから、監察委員会が政務処分を科した場合には、任免機関、所属先は、重複して処分をしないように工夫し、相互に規定している。しかし党員に対しては、政務処分や行政処分とは別に、党員としての処分が必要となり、政務処分と同時に科される。この点は、中国共産党が党員に対

する規律を厳しく監督していることに加え、日本では公務員が政党の党員となっていることはまれであり、かつ、政党による党員に対する懲罰は法令による公的な処分とはされていないことに相違がある。

3. 処分の対象

中国では、公務員だけでなく党員や国営企業幹部等も政務処分法及び公務員法に基づいて懲戒処分を受ける。また、最高人民法院、最高人民検察院、監察機関、國務院の職員も公務員に含まれることから、一律に政務処分と公務員法による懲戒処分の対象になっている。これに対して、日本では、国家公務員については国家公務員法、地方公務員については地方公務員法と各自自治体の条例・規則・規定に基づいて処分を受け、公務員に準ずる立場にある者であっても、これらの法律ではなく各組織の内規に基づいて処分を受けることとなる。また、日本の裁判官に対しては国家公務員法が適用されない。検察官は、法務省に属する国家公務員であることから、国家公務員法が適用される。

日本の国会議員に相当する人民代表は、政務処分の対象となるが、人民代表には、公務員以外にも、企業と事業体の職員、農民等が含まれていることから、すべての人民代表が公務員法によって懲戒処分を受けるわけではなく、各所属機関での規則により処分を受ける場合がある。これに対して、日本の国会議員は、国家公務員法が適応されないため、国会法、議院規則により懲罰を受ける。

中国では、国有企業の職員は公務員ではないが、その領導人員は公職人員であり、公務員でもあることから、政務処分や公務員法に基づいた懲戒処分の対象となる。また、公営教育機構、研究機関の職員は公務員ではないが、その領導人員は、公職人員であり、公務員でもあることから、政務処分や公務員法に基づいた懲戒処分の対象となる。協商会議の職員は公務員ではなく、事業体の職員であり、国家工作人員という身分に相当する。その領導人員は公職人員であり、公務員でもあることから、政務処分や公務員法に基づいた懲戒処分の対象となる。一方、日本には、日本放送協

会、首都高速道路、JT、NTT、東京メトロ、日本郵便のような旧国有企業が存在するが、その管理者も職員も国家公務員法ないし地方公務員法の適用を受けるわけではない。

4. 処分の種類

中国の政務処分と公務員法の懲戒処分は、同様に6つに区分されている。戒告、過失記録、重大過失記録、降格までは、現在の公職と公職人員の資格を剥奪されないが、処分期間中は、昇格、昇給はできない。解任では、公職人員の身分は維持できるが現在の職務は継続できず、降格、減給される。免職では、公職人員の身分を剥奪され再び公職人員になることはできない。規律処分条例は、5つに区分されている。警告、嚴重警告、党内の職務の解任、党内観察までは、党員の身分を剥奪されないが、書籍処分になると党籍を剥奪される。これに対して、日本の懲戒処分は、4つに区分され、戒告、減給、停職までは公務員の身分が剥奪されないが、免職処分では国家公務員や地方公務員の身分を剥奪される。

中国では、公職人員と公務員に対する処分期間は固定されて、その間の昇格や昇給はできないが、日本の国家公務員と地方公務員に対する処分期間は、違反行為の軽重により調整される。

5. 処分の軽減

日中ともに、政務処分、懲戒処分、規律処分が基準に満たない軽微な違反行為については、教育批判、訓告、嚴重注意により、処分を行わないことがある。

政務処分法上の違反行為が、各処分の基準に満たない軽微な場合には、訓戒等とし、処分しないこともある。公務員法では、違反行為が軽微であり、批判教育により悔いを改めた場合は、処分をしない。規律処分条例においても、違反の内容が軽微な場合には、中央規律検査委員会の承認を経て処分を軽減することができる。また、警告や嚴重警告を科される場合であっても、規律違反の内容が軽微な場合に関しては、教育批判、訓告等に

より処分を受けないことがある。

処分の軽減の中には、他者の汚職の密告を奨励する規定が含まれている。例えば、「他人の規律違反、違法行為を告発し、調査の結果、それが事実であると証明された場合（政務処分法11条3号）」、「共犯者又はその他の者が、党の規律処分又は法的追及に関する問題を密告し、その事実が証明された場合（規律処分条例17条3号）」というように、密告により提供された情報が重要な手がかりとなり、他の違法行為に関する調査の突破口になる場合には、懲戒処分の軽減を規定している。これに対して、日本の場合も、国家公務員や地方公務員の違反行為が懲戒処分の基準に満たない軽微な場合は、訓告、嚴重注意、口頭注意等の職務上の注意を行い、懲戒処分をしない場合がある。しかし、日本では、他者の汚職の密告による懲戒処分の軽減を規定していない。

6. 違法行為の基準

中国の政務処分に該当する違反行為は13項目に区分し規定されている。そのうち7項目は公職人員の汚職に関する行為で、その具体的な内容を詳細に列挙している。公務員法における違法行為は18項目に区分され、そのうち4項目が汚職に関連する規定である。規律処分条例では、汚職に関連する違法行為は、27項目に及び、違法行為の内容が具体的に示されている。一方、日本の国家公務員法と地方公務員法では、同様に、汚職は「国民全体の奉仕者にふさわしくない行為」に含まれており、中国のように具体的な違法行為を取り上げていないため、「懲戒処分の指針」を参照して個別に判断する必要がある。

中国では、機関は、所属する公務員に対して政治思想、規律法規の遵守等に対する監督を行い、機関による勤勉で清廉な組織風土の展開が図られている（公務員法57条）。一方、日本では、国家公務員法102条に政治的行為の制限を定めている。この点は、中日の公務員に対する最大の相違点といえる。

7. 処分の手続

中国では、監察機関が行う政務処分と、公務員が所属する任免機関が行う懲戒処分、中国共産党上級組織が行う規律処分がある。これに対して、日本の国家公務員と地方公務員については、任免権者によって懲戒処分が行われるのが原則であり、法律上人事院等にも処分権が与えられている。

中国では、公職人員と公務員に対して、事前に処分の内容を告知し、陳述の機会を与えている。一方、日本の国家公務員と地方公務員に対しては、聴聞制度は事前手続として制度化されていないため、事後手続の不服申立てが法定されている。

中国では、公職人員と公務員に対して処分決定書を作成する。日本においても、国家公務員と地方公務員に対して、懲戒処分を行う際は、処分説明書を交付する。

中国では、政務処分法における違法行為の調査では、中華人民共和国刑事訴訟法上の違法収集証拠排除法則に対応する規定に従って調査を進めており、公安機関が行う捜査と同様の厳格な規定を設けている。一方、日本の国家公務員と地方公務員の懲戒処分に対する調査方法に関して、違法収集証拠排除法則に相当するような規定はない。

中国では、公職人員は、正式な調査期間中に、監察機関の同意を経ずに出国することができない。一方、日本では、懲戒処分の調査中の国家公務員や地方公務員に対して、出国の禁止を規定していない。

8. 不服審査・審査請求

中国の公職人員による不服審査の申請は監察機関に対して行い、再審査の決定が依然として不服な場合は、上一級監察機関に再調査を請求できる。公務員に対する不服申立てに関しては、処分を下した機関に再審査を申請することができる。再審査の結果に不服を申し立てる場合は、同級公務員主管部門又は人事処理を行った機関の上一級機関に申し立てることができる。又は、再審査を経ずに30日以内に直接申立てができる。党员は、規律処分に対して不服申立てをすることができる。一方、日本の国家公務

員は人事院に対して審査請求を行う。人事院の判定に不服がある場合には、裁判所に対して取消訴訟を提起する。地方公務員の審査請求は、人事委員会又は公平委員会の判定、又は裁判所の判決によって行う。

監察委員会は、國務院から独立し、人民檢察院、人民法院と同等の性格と権限を持っていることから、監察機関が行う政務処分の不服審査請求は、監察機関への請求に限られる。一方、日本の場合は、人事院判定に不服がある場合は、裁判所に取消訴訟を請求できることから、西側の民主主義を担保する権力分立主義のチェックアンドバランスの一端が発揮できている。

この点からすると、中国の政務処分や懲戒処分は、「組織内部における救済」に限ったものであり、西側の民主主義国でいわれている「司法的な救済」とはいえず、日本の懲戒処分における審査請求との間に相違が見られる。しかし、中国では司法機関に蔓延する汚職が深刻であり、裁判所が公正な判断が下せないことから、監察委員会に一定の権限を与えて、裁判所の役割までもを担わせているというのが現状である。

おわりに

中国は中国共産党が国家を統治している。懲戒処分の事由に中国共産党への忠誠が含まれていることから、中国共産党の権力が、公職人員や公務員に大きく影響しており、日本の政党とは意味合いが異なることが窺える。また、中日の懲戒処分の仕組みには類似する部分が見られるが、処分事由を比較すると、党の方針までも懲戒処分の内容に含めていることから、中国の背景にある社会主義国家体制と日本の背景にある民主主義国家体制の違いをより浮き彫りにすることができ、中国における懲戒処分の捉え方の一端や問題点を示唆することができた。

中国では、司法機関から独立した監察機関により政務処分が行われている。このような外部からの処分を下せる仕組みを構築したことにより、より強い処分を科すことができる。一方、日本は三権が分立し、人事院は機

中国における汚職に対する懲戒処分について

能しているが、監察委員会に相当する機関は存在しない。そのため、日本の懲戒処分は、任免権者に委ねられていることになり、身内をかばう可能性があることは否めない。

同時に、中国では人民法院は、中国共産党の下に位置していることから、党の影響を受けている。一方、日本は依然として裁判所の独立性が高く、民主国家のチェックアンドバランスが保たれている。

今回、中国の懲戒処分の紹介を行い、日本の制度との若干の比較を行ったが、検討課題も残されている。各任免機関の懲戒処分については、更に掘り下げて研究する必要がある。例えば、中国の裁判官に対する懲戒処分は、裁判官懲戒委員会に委ねられており、懲戒の具体的な手続は、最高人民法院の関連部門が確定することになっている。一方、日本では、裁判官は国家公務員法の適用を受けず、弾劾裁判制度が適用され、弾劾裁判によって罷免される（裁判所法49条）。また、裁判官分権法により懲戒処分を受けることもある。中国の検察官は、検察官法による懲戒処分を受けるが、その種類は裁判官法と同様である。一方、日本の検察官は、国家公務員であると解されるため、国家公務員法により準じることなどが挙げられる。このような任命機関による懲戒処分、とりわけ、裁判官や検察官に対する懲戒処分については、今後研究を継続し、その特徴等を明らかにしていきたい。

中華人民共和國公職人員政務處分法
(中华人民共和国公职人员政务处分法)⁵²⁾
Law of The People's Republic of China on Administrative Sanctions
Against Public Officials

2020年6月20日第十三期人民代表大会常務委員會第十九回會議通過
2020年7月1日施行

目録

- 第一章 総則
- 第二章 政務處分の種類と適用
- 第三章 違反行為及びそれに適用される政務處分
- 第四章 政務處分の手続
- 第五章 再審査及び再確認
- 第六章 法的責任
- 第七章 附則

第一章 総則

第一条 本法は、政務處分を規範化するために、あらゆる公権力を行使する公職人員（以下、「公職人員」とする。）に対する監察を強化し、公職人員が法律に基づいて職務を遂行し、公権力を行使し、清廉に政治と業務に奉仕し、道理を堅持することを促進するために、「中華人民共和國監察法」に基づいて制定される。

第二条 本法は、監察機関が法律に違反した公職人員に政務處分を科すために適用される。

2 本法第二章、第三章は、公職人員の任免機関、所属先が法律に違反した公職人員に處分を科すために適用される。處分の手続、申立て等は、その他の法律、行政法規、國務院部門の規則と國家の関連規定を適用する。

【中華人民共和國公務員法の条文に付した訳注は、筆者が付したものである。】

52) 「中華人民共和國公職人員政務處分法」全國人民代表大會（2020）<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/2ce1931bad6d479192a0072ee67b9da9.shtml>（最終閲覧日：2022年2月13日）を参照。

中国における汚職に対する懲戒処分について

3 本法における「公職人員」とは、「中華人民共和国監察法」第十五条に規定する人員を示す。

第三条 監察機関は、管理権限に基づいて公職人員に対する監督を強化し、法律に基づいて違法な公職人員に政務処分を科す。

2 公職人員の任命機関、所属先は、管理権限に従い、公職人員の教育、管理、監督を強化し、法律に基づいて違法な公職人員を処分しなければならない。

3 公職人員の任命機関、所属先が科すべき処分を科さない、又は違法で不当な処分を科したことが発覚した場合、監察機関は速やかに監察の提案を行わなければならない。

第四条 公職人員に政務処分を科し、党幹部の原則を堅持し、集団で議論し決定する。法の下に一律平等を堅持し、事実在即して、法律に則り、その処分は違法行為の性質、情状、危険の程度に相当するものでなければならず、懲戒と教育の組み合わせを堅持し、寛大かつ厳格に処理する。

第五条 公職人員に政務処分を科すとき、事実が明白で、証拠が極めて確実で、嫌疑の余地がなく、適切に処理され、手順が合法で完全でなければならない。

第六条 公職人員は、法律に基づいて職責を履行し、法律によって保護され、法的な事由がなく、法的手続を経ずに政務処分を科されない。

第二章 政務処分の種類と適用

第七条 政務処分の種類は以下のとおりである。

- (一) 戒告
- (二) 過失記録
- (三) 重大過失記録
- (四) 降格
- (五) 解任
- (六) 免職

第八条 政務処分の期間は以下のとおりである。

- (一) 戒告は、六月間
- (二) 過失記録は、十二月間
- (三) 重大過失記録は、十八月間
- (四) 降格、解任は、二十四月間

2 政務処分の決定は、決定日から有効となり、政務処分の期間は、政務処分の決定日から計算する。

第九条 公職人員の二人以上が共同で違法な行為を行ったとき、各違法行為から生じた影響に応じて法的責任を取らなければならない、個別に政務処分を科す。

第十条 関係機関、所属先、組織が集団で出した決定が違法であり、又は違法行為を実施したとき、責任のある領導人員と直接の責任者の中の公職人員に対して、法律に基づいて政務処分を科す。

第十一条 公職人員が、以下の各号のいずれかに該当するとき、政務処分を緩和又は軽減することができる。

- (一) 政務処分を受けるべき違法行為を犯した本人が、自主的に白状した場合
- (二) 調査に協力し、本人の違法な事実を正直に説明した場合
- (三) 他人の規律違反、違法行為を告発し、調査の結果、それが事実であると証明された場合
- (四) 自主的に措置を取り、効果的に回避し、損失を取り戻し、又は悪影響を排除した場合
- (五) 共同の違反行為において、補佐的又は補助的な役割を果たしていた場合
- (六) 自主的に違法な所得を上級機関に渡す、又は返還した場合
- (七) 法令、法規に規定するその他の軽度又は軽い事情がある場合

第十二条 公職人員の違法行為が軽微であり、かつ本法第十一条規定のいずれかに該当するとき、それに対して談話により注意を促し、批判教育を行い、検査を命じ、又は訓告に処することで、政務処分を免除又は取り消すことができる。

2 公職人員が、真相が分からないことに巻き込まれ、又は違法行為への関与を強要され、批判教育を通じて、確実に悔いを改めたという態度が見られるとき、政務処分が軽減、免除又は取消ができる。

第十三条 公職人員が、次の各号のいずれかに該当するとき、重い政務処分を科す。

- (一) 政務処分期間中に、再び故意に法律に違反し、政務処分を受けなければならない場合
- (二) 他人による告発、証拠の提供を妨害した場合
- (三) 共謀又は証拠を偽造、隠匿、隠滅した場合
- (四) 共犯者を庇護した場合
- (五) 他人に対して違法行為を強要し、又は唆した場合
- (六) 違法所得の引き渡し、又は返還を拒否した場合
- (七) 法令、法規に規定したその他の重大な情状がある場合

第十四条 公職人員が、罪を犯し、次の各号のいずれかに該当するとき、免職とする。

- (一) 故意犯罪で管制、拘役⁵³⁾又は有期懲役以上の刑罰（執行猶予を含む）に

53) 「管制」とは、犯罪者を拘禁せずに公安機関や大衆の下で監視し、又は監督すること。または、受刑者の身体の自由を制限せずに、その政治的権利の行使

中国における汚職に対する懲戒処分について

処された場合

(二) 過失犯による有期懲役で、刑期が三年以上の場合

(三) 犯罪により、罰金を単科又は併科され、政治的権利を剥奪された場合

- 2 過失犯により管制、拘役又は懲役三年以下の有期懲役刑を言い渡された場合、通常は免職を科す。事件のいきさつが特殊で、解任がより適当と判断されるとき、免職を科さないこともできるが、上一級機関の承認を得なければならない。
- 3 公職人員が犯罪により、罰金を単科される、又は犯罪が軽微で、人民検察院が法律に基づいて不起訴を決定し、又は人民法院が法律に基づいて刑罰を免除したとき、その職務を解任し、悪影響を及ぼすときには、免職を科す。

第十五条 公職人員が二つ以上の違法行為を犯したとき、それぞれに政務処分を確定しなければならない。二つ以上の政務処分を科すとき、そのうち最も重い政務処分を執行しなければならない。解任以下の同じような政務処分を複数科されたとき、一つの政務処分の期間に、複数の政務処分の機関と確定した政務処分の機関を合わせても、最大四十八月を超えてはならない。

第十六条 公職人員による同一の違法行為について、監察機関と公職人員の任免機関、所属先は、政務処分と処分を重複して科してはならない。

第十七条 公職人員が違法行為を犯し、関連機関が規定に基づいて組織処分を科すとき、同時に監察機関も政務処分を科すことができる。

第十八条 領指導的職務に就く公職人員が違法行為を犯し、領指導的職務を罷免、撤回、解任又は辞職するとき、監察機関は同時に政務処分を科すことができる。

第十九条 公務員及び「中華人民共和国公務員法」に則った管理職の立場にある人員は、政務処分の期間中に、職務、職級、組織内の階級と級別を昇格してはならない。そのうち、過失記録、重大過失記録、降格、解任を受けた者については、給与の等級を上げてはならない。解任されたとき、規定に基づいて職務、職級、組織内の階級と級別を降格させ、同時に給料と待遇を下げる。

第二十条 法律、法規による授権又は国家機関が法律に基づいて公共事務を委託した組織において、公務に従事する人員、及び公営の教育、科学研究、文化、医療衛生、スポーツ等の所属先において管理職に従事する人員は、政務処分の期間中に、職務、職群と職員の等級、肩書を昇格させてはならない。そのうち、過失記録、重大過失記録、降格、解任を受けた者については、給料の等級を引き上げて

などの自由在一定の制限を加える刑罰のことである。「拘役」とは、短期自由刑である。刑期は、1月以上6月以下であり、居住地又は裁判地に近隣する拘禁場所で執行される。受刑者は月に1日ないし2日帰宅することができ、労働に参加した場合、一定の報酬を受けられる。中華人民共和国刑法38-44条を参照されたい。

はならない。解任された者は、職務、職群又は職員の等級を降格させ、同時に減給する。

第二十一条 国有企業の管理職である人員は、政務処分の間中に、職務、職群の等級及び肩書を昇格させてはならない。そのうち、過失記録、重大過失記録、降格、解任を受けた者は、給料、待遇、等級を上げてはならない。解任された者は、職務又は職群の等級を降格させ、同時に減給する。

第二十二条 基層自治組織において、管理職に従事する人員が、違法行為を犯したとき、監察機関は、戒告、過失記録、重大過失記録を科することができる。

2 基層自治組織において、管理職に従事する人員が政務処分を受けたとき、県級又は郷鎮人民政府により、具体的な情状に応じて補助金、賞与を減額又は天引きしなければならない。

第二十三条 「中華人民共和国監察法」第十五条第六項に規定する人員が、違反行為を犯したとき、監察機関は、戒告、過失記録、重大過失記録を科することができる。情状が重大なとき、所属先が直接処分するか、監察機関が関連機関、所属先に監察の提案をし、減給し、職群を離れ、又は労働関係等を解除する処理を行う。

2 「中華人民共和国監察法」第十五条第二項に規定する人員が、公務員ではなく、「中華人民共和国公務員法」に基づいて管理する人員、事業体の工作人員又は国有企業人員の職務に就いているとき、その違法行為は、前項の規定に基づいて処理する。

第二十四条 公職人員が懲戒処分を受け、又は本法第二十三条規定により、人事関係又は労働関係を解消されたとき、公務員及び「中華人民共和国公務員法」に基づいて管理する人員として採用してはならない。

第二十五条 公職人員が違法に取得した財産と違法行為を利用して得た私有財産が、法律に基づいて、他の機関により没収、回収又は返還を命じられるときを除き、監察機関によって没収、追徴又は賠償が命じられる。元の所有者又は元の所持者に返還しなくてはならないとき、法律に基づいて返還する。国家財産に属する、又は返還すべきでない及び返還できないとき、国家に上納する。

2 公職人員が違法行為により得た職務、職級、級別、職群と職員の等級、肩書、待遇、資格、学歴、学位、名誉、表彰その他の利益については、監察機関は、関連機関、所属先、組織に対し、規定に従って是正するよう監察の提案をする。

第二十六条 公職人員が免職されたとき、政務処分が決定した日から効力が生じ、所属する機関、所属先との人事関係又は労働関係を解除しなければならない。

2 公職人員が免職以外の政務処分を受け、政務処分の期間中に、悔い改め、再び政務処分を科するような違法行為が起らないとき、政務処分は満期を以て自動的

中国における汚職に対する懲戒処分について

に解除され、職務、職級、組織内の階級、級別、職群と職員の等級、肩書、給与、待遇が、再び政務処分の影響を受けることはない。ただし、降格、解任が解除された者については、処分が下される以前の職務、職群、組織内の階級、級別、職群と職員の等級、肩書、給与、待遇、待遇が回復することはない。

- 第二十七条 既に退職した公職人員が、退職前又は退職後に違法行為を犯したとき、再び政務処分を科すことはできないが、正式な調査をすることができる。法律に基づいて、降格、解任、免職を科すとき、規定に基づいて享受する待遇を適宜に調整し、違法に取得した財産と違法行為によって得た私有財産は、本法第二十五条規定に従って処理しなければならない。
- 2 既に離職又は死亡した公職人員が、在任中に違法行為を犯していたとき、前項の規定に基づいて処理する。

第三章 違反行為及びそれに適用される政務処分

第二十八条 次の行為のいずれかの行為により、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

- (一) 憲法の権威、中国共産党による領導と国家の名声を損なう言論を流布した場合
- (二) 憲法反対、中国共産党による領導と国家的な集会、デモ行進、デモ集会等の活動に参加した場合
- (三) 中国共産党と国家の路線、方針、政策、重大な決定の配置を執行しない、又は手口を変えて執行しない場合
- (四) 違法組織、違法活動に参加した場合
- (五) 民族関係を挑発する、破壊する、又は民族分離活動に参加した場合
- (六) 宗教活動を利用して、民族の団結と社会の安定を破壊した場合
- (七) 外交において国家の名誉と利益を害した場合

- 2 前項の第二項、第四項、第五項及び第六項の行為のうち、いずれかの一つでも犯した策略者、主催者、主導者、中心人物には、免職を科す。
- 3 憲法で確立した国家の指導思想に反対し、中国共産党の領導に反対し、社会主義体制度に反対し、改革開放に反対する文章、演説、宣言、声明等を公に公表した者には、免職を科す。

第二十九条 規定の指示に従わず、重大事項を報告せず、情状が比較的重いとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が重大なとき、解任又は懲戒処分を科す。

- 2 個人に関連する事項の報告の規定に違反し、報告を隠蔽し、情状が比較的重いとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。

3 本人の人事記録を改ざん、偽造をした者には、過失記録又は重大過失記録を科し、情状が重大なとき、降格又は解任を科す。

第三十条 次の行為のいずれかに該当する場合、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が重大なとき、降格又は解任を科す。

(一) 民主集中制の原則に違反して、個人又は少数派が重大事項を決定し、執行を拒否し、重大な決定を無断で変更した場合

(二) 上級が法律に基づいて下した決定や命令の執行を拒否し、又は変更して執行し、遅らせた場合。

第三十一条 規定に違反して出国し、又は私的な出国証明書を手配したとき、過失記録又は重大過失記録を科し、情状が重大なとき、降格又は解任を科す。

2 規定に違反して外国籍を取得し、又は海外の永住権や永住許可を取得したとき、解任又は免職を科す。

第三十二条 次の行為のいずれかに該当するとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

(一) 選抜任用、採用、招聘任用、評価、昇格、評議選考等の幹部の人事業務において、関連規定に違反した場合

(二) 虚偽行為、職務、職級、組織内の階級、級別、職群と職員の等級、肩書、待遇、資格、学歴、学位、名誉、表彰その他の利益を偽った場合

(三) 法律に基づいた批判、申立て、控告、告発等の権利の行使に対して、抑圧し、報復した場合

(四) 誣告行為をし、恣意的に他人の名誉を侵害し、又は責任を追及する等して、悪影響を及ぼした場合

(五) 暴力、脅迫、賄賂、詐欺等の手段によって選挙を妨害した場合

第三十三条 次のいずれかの行為があるとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

(一) 業務上横領、賄賂の場合

(二) 私的利益のために、職権又は職務上の影響力を利用した場合

(三) 特定の関係者が、私的利益のために自分の職権又は職務上の影響力を利用することを容認、黙認した場合

2 規定に基づいて、特定の関係者との人間関係を是正せず、規定に違反して就任、兼職又は経営活動に従事し、職務の調整に従わないとき、その職務を解任する。

第三十四条 公正な公権力の行使に影響を及ぼす贈答品、謝礼、有価証券等の財産を受領したとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科し、情状が比較的重いとき

中国における汚職に対する懲戒処分について

き、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

- 2 公職人員及びその特定の関係者に対して、公正な公権力の行使に影響を与える可能性のある贈答品、謝金、有価証券等の財物を贈呈し、又は公権力の公正な行使に影響を与える可能性がある宴会、観光旅行、フィットネスクラブ会員資格、娯楽活動等の手配を受け入れ、情状が比較的重いとき、戒告、過失記録、又は重大過失記録を科す。情状が重大なとき、降格又は解任を科す。

第三十五条 次の行為のいずれかに該当し、情状が比較的重いとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が重大なとき、降格又は解任を科す。

- (一) 規定に違反して、給与、待遇又は手当、補助金、賞与を設定し、又は支払った場合
- (二) 規定に違反して、公務上での接待、公務での交通手段、会議活動、オフィススペースその他の業務、生活、保障等の分野が基準を超え、範囲を越えている場合
- (三) 規定に違反し公金を消費した場合

第三十六条 規定に違反し営利活動に従事し、若しくは関与し、又は規定に違反し職務を兼務し、若しくは報酬を受け取る時は、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

第三十七条 宗教又は反社会的勢力等を利用して大衆を抑圧し、反社会勢力の活動を容認又は庇護したとき、解任を科し、情状が重大なとき、免職を科す。

第三十八条 次の行為のいずれかに該当し、情状が比較的重いとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科し、情状が重大なとき、降格又は解任を科す。

- (一) 規定に違反して執務の対象から財物の受領又は分配を受けた場合
- (二) 執務活動中に、故意に相手を困らせ、供応を受け、商品を着服し、難癖をつけ、物を要求した場合
- (三) 執務活動中の態度が悪質、粗雑で、悪影響又は影響をもたらした場合
- (四) 規制に従わずに、活動情報を開示し、執務の対象者の知る権利を侵害し、悪影響又は影響を及ぼした場合
- (五) その他執務の対象者の利益を侵害する行為が、悪影響又は影響を及ぼした場合

- 2 前項の第一項、第二項と第五項の行為について、情状が特に重大な場合、免職とする。

第三十九条 次の行為のいずれかが、悪影響又は影響を及ぼすとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

- （一） 職権を乱用し、国益に危害を及ぼし、社会公共利益又は公民、法人その他の組織の合法的利益を侵害した場合
- （二） 職責の不履行又は不正な履行、職務の怠慢、職務上の過失により悪影響を与えた場合
- （三） 職務中に、形式主義と官僚主義的な行動をとった場合
- （四） 職務中に、粉飾・欺瞞の行為を働き、誤解を招き、詐欺行為を行った場合
- （五） 国家機密、職務上の秘密を漏洩し、又は職責を履行するにあたり把握した企業秘密、個人のプライバシーを漏洩した場合

第四十条 次のいずれかの行為に該当するとき、戒告、過失記録又は重大過失記録を科す。情状が比較的重いとき、降格又は解任を科す。情状が重大なとき、免職を科す。

- （一） 社会の公序良俗に反して、公共の場で不正行為を犯し、悪影響を及ぼした場合
- （二） 迷信的活動に関与し、又は支援し、悪影響を及ぼした場合
- （三） 賭博に関与した場合
- （四） 子供が親を扶養する、養育する、又は親が子を扶養する義務を拒否した場合
- （五） 家庭内暴力、虐待、家庭の一員であることを放棄した場合
- （六） その他の家庭の美德、社会道徳の行為に重大な違反をした場合

2 違法薬物を吸引し・注射し、賭博を組織し、売春買春、わいせつ行為を組織、支持、関与したとき、解任又は免職を科す。

第四十一条 公職人員のその他の違法行為が、公職人員の社会的評価に影響を与え、国家と人民の利益を害したとき、その情状の重大性に応じて、相当する政務処分を科すことができる。

第四章 政務処分の手続

第四十二条 監察機関は、法律違反の嫌疑のある公職人員に対して調査を行う場合は、二名以上の職員により行わなければならない。監察機関が調査を行う際、権限と法律に基づいて、関連部門と個人から情報を得て、証拠を収集し、取調べをする。関連部門と個人は事実に基づいた情報を提供しなければならない。

2 威嚇、誘惑、詐欺その他の違法な方法で証拠を収集することを固く禁止する。違法な方法で収集された証拠は、政務処分の根拠として認められない。

第四十三条 政務処分が決定する前に、監察機関は、調査で認定された違法な事実及び政務処分の根拠を被調査者に告知し、被調査者の陳述及び弁解を聴取し、その陳述の事実、理由と証拠に対して確認を行い、記録しなければならない。被調

中国における汚職に対する懲戒処分について

査者が提出した事実、理由と証拠が成立するとき、それを受け入れなければならない。被調査者の弁解を理由に、政務処分を加重してはならない。

第四十四条 調査終了後、監察機関は、次の各号に定める情状に応じて、処理をしなければならない。

- (一) 政務処分の対象となる違法行為が確認されたとき、情状の重大さに応じて、政務処分の決定権限に従い、規定の承認手続を履行した後、政務処分を決定する。
- (二) 違法事実が成立しない場合、事件を撤回する。
- (三) 免除に該当し、政務処分の条件が満たされないとき、政務処分の決定をしない。
- (四) 被調査者が、その他の法律違反又は犯罪行為の嫌疑があるとき、法律に基づいて主管機関に移送し処理する。

第四十五条 政務処分を決定したとき、政務処分決定書を作成しなければならない。

2 政務処分決定書には、以下の事項を記載しなければならない。

- (一) 被処分者の氏名、所属先と職務
- (二) 違法事実と証拠
- (三) 政務処分の種類と根拠
- (四) 政務処分の決定に不服を申し立てる、再審査、再確認を請求する方法と期限
- (五) 政務処分を決定した機関の名称と期日

3 政務処分決定書は、決定を下した監察機関の印章を押さなければならない。

第四十六条 政務処分決定書は、速やかに被処分者と被処分者の所属する機関、所属先に送付し、一定の範囲内に公表しなければならない。

2 政務処分を決定した後、監察機関は、被処分者の具体的な身分に応じて、関連機関、所属先に書面で通知しなければならない。

第四十七条 公職人員の違法な事件の調査、処理に関与した職員が、次の各号のいずれかに該当するとき、自ら回避し、被調査者、告発者及びその他の関連人員も、回避を要求する権利を有する。

- (一) 被調査者又は告発者の近親者、親族の場合
- (二) 本件の証人を務めたことがある場合
- (三) 本人又はその近親者と調査する事件が利害関係を有する場合
- (四) 事件の公正な調査と処理に影響を与える可能性のあるその他の情状がある場合

第四十八条 監察機関の責任者の回避は、上級監察機関によって決定する。その他

の違法事件の調査、処理に関与した人員の回避は、監察機関の責任者が決定する。

2 監察機関又は上級監察機関は、違反事件の調査、処理に関与した人員が回避すべき事情があると判断した場合、当該人員の回避を直接決定することができる。

第四十九条 公職人員が、法律に基づいて刑事責任を追及されるとき、監察機関は、司法機関が下した有効な判決、裁定、決定及びその事実といきさつに基づいて、本法の規定に従って政務処分を科す。

2 公職人員が、法律に基づいて行政罰を受け、政務処分を科さなければならないとき、監察機関は、行政罰の決定により認定した事実といきさつに基づいて、正式に調査し、確認した後、本法律に基づいて、政務処分を科す。

3 監察機関は、本条第一項、第二項規定により政務処分を科した後、司法機関、行政機関が、法律に基づいて、既に有効な判決、裁定、決定等を変更し、既に下された政務処分の決定に影響を及ぼすとき、監察機関は、変更後の判決、裁定、決定等に基づいて、再度相応の処理を行わなければならない。

第五十条 監察機関は、各級の人民代表大会、県級以上の各級人民代表大会常務委員会により、選出し、又は任命する公職人員が、解任又は免職するとき、法律に基づいて、罷免、撤回又はその職務を解任した後、法律に基づいて政務処分の決定をしなければならない。

2 監察機関は、中国人民政治協商会議各級委員会全体会議又はその常任委員会により、選出又は任命する公職人員を解任、免職するとき、中国共産党規約に基づいて、その職務を解任した後、法律に基づいて、政務処分の決定をしなければならない。

3 監察機関は、各級人民代表大会代表、中国人民政治協商会議各級委員会委員に政務処分を科すとき、関連する人民代表大会常務委員会、郷、民族郷、鎮の人民代表大会主席団又は中国人民政治協商会議委員会常務委員会に通知をしなければならない。

第五十一条 下級監察機関は、上級監察機関の指定した管轄に基づいて事件の調査を行うとき、調査が終了したとき、当該監察機関の管轄範囲に属さない監察対象については、管理権限のある監察機関に引き渡し、法律に基づいて政務処分を決定する。

第五十二条 公職人員に法律違反の嫌疑があり、正式な調査を行った結果、その職務を履行することが適切ではないと判断したとき、公職人員の任命機関、所属先は、暫定的にその職務の履行を停止することができる。

2 公職人員は、正式な調査期間中に、監察機関の同意を得ずに、出国をし、公職を辞職してはならない。被調査者である公職人員が所属する機関、所属先及び上

中国における汚職に対する懲戒処分について

級機関、部門は、その交流、昇格、表彰、処分又は退職の手続をしてはならない。

第五十三条 監察機関は、調査の過程で、公職人員が、虚偽の密告、告訴、又は誣告行為により悪影響を受けたことが判明したとき、規定に基づいて速やかに事実を明らかにし、名誉を回復し、悪影響を排除しなければならない。

第五十四条 公職人員が政務処分を受けたとき、政務処分決定書は、本人の個人情報として保管しなければならない。降格以上の政務処分を受けたとき、人事部門により、管理権限に基づいて、政務処分決定後一月以内に、職務、給料その他の待遇等の変更手続をしなければならない。特別な状況において、承認手続の期限を延期することができるが、最大六月を超えてはならない。

第五章 再審査及び再確認

第五十五条 公職人員は、監察機関による政務処分の決定に対して不服を申し立てるとき、法律に基づいて、処分の決定を下した監察機関に再審査を申請することができる。公職人員は、再審査の決定が依然として不服なとき、上一級監察機関に再確認を請求することができる。

2 監察機関は、当該機関又は下級監察機関による政務処分の決定に誤りがあることが判明したとき、速やかに是正するか、又は下級監察機関に速やかに是正を命じなければならない。

第五十六条 再審査、再確認の期間中であっても、既に決定している政務処分の執行を停止しない。

2 公職人員が再審査、再確認を請求しても、政務処分が加重されることはない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当するとき、再審査、再確認を行った機関は、政務処分の決定を撤回し、再決定を下すか、又は既に決定を下した監察機関に、再決定を命じなければならない。

- (一) 政務処分の根拠となる違法な事実が不明瞭又は証拠が不十分である場合
- (二) 法的な手続に違反し、事件の公正な処理に影響が出る場合
- (三) 職権を越権し、又は職権を乱用して政務処分の決定を行う場合

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合、再審査、再確認を行う機関は、既に下した政務処分の決定を変更するか、又は決定を下した監察機関に変更を命じなければならない。

- (一) 適用される法律、法規に確かな誤りがある場合
- (二) 違反行為に対する事実認定に確かな誤りがある場合
- (三) 政務処分が不当な場合

第五十九条 再審査、再確認をする機関は、政務処分を決定する事実が明白であり、

法律を正しく適用していると認められるとき、それを維持しなければならない。

第六十条 公職人員の政務処分¹の決定が変更され、当該公職人員の職務、職級、組織内の階級、級別、職群と職員の等級又は給与、待遇等を調整する必要があるとき、規定に基づいて調整しなければならない。政務処分の決定が撤回された場合、当該公職人員の級別、給与、待遇を回復し、本来の職務、職級、組織内の階級、職群と職員の等級に相応した職務、職級、職群と職員の等級を手配しなければならない。既に下された政務処分の決定を公開した範囲内で、公開した情報に対する名誉を回復しなければならない。没収、追徴した財産に誤りがあるとき、法律に基づいて返還又は弁償しなければならない。

2 公職人員が、本法第五十七条、第五十八条が規定する事情により、政務処分を撤回し、又は軽減するとき、その給与、待遇の損失に対して補償をしなければならない。

第六章 法的責任

第六十一条 関連機関、所属先が、正当な理由なく監察の提案を拒んだとき、その上級機関、主管部門により是正を命じられ、当該機関、所属先に対して、通達、批判を行い、責任のある領導人員と直接の責任者は、法律に基づいて処理しなければならない。

第六十二条 関連機関、部門、組織又は人員が、次の各号のいずれかに該当するとき、その上級機関、主管部門、任免機関、所属先又は監察機関により是正を命じられ、法律に基づいて処理される。

- (一) 政務処分の決定を執行しない場合
- (二) 調査への協力を拒否し、妨害した場合
- (三) 告発者、証人又は調査人員に対して報復した場合
- (四) 誣告行為により、公職人員を陥れた場合
- (五) その他本法の規定に違反する事情がある場合

第六十三条 監察機関及びその人員が、次の各号のいずれかに該当するとき、責任のある領導人員と直接の責任者に対して、法律に基づいて処分を科す。

- (一) 規則に違反して問題の手がかりを処理した場合
- (二) 調査情報の窃取、漏洩又は告発事項、告発受理に関する状況及び告発者の情報を漏洩した場合
- (三) 被調査者又は嫌疑者に対して、自白を強要、誘導又は侮辱、殴打、虐待、体罰、又は形を変えた体罰を加えた場合
- (四) 被調査者又は嫌疑者から財産その他の利益を受け取った場合
- (五) 規定に違反して、事件に関連する財産を処理した場合

中国における汚職に対する懲戒処分について

- (六) 規定に違反して、調査措置を講じた場合
- (七) 職権を利用し、又は職務上の影響力を利用して、調査に介入し、事件を私的に追求した場合
- (八) 規定に違反して安全事故が発生し、又は安全事故が発生したことを報告せず隠蔽し、事実に沿わない報告をし、不適切に処理をしなかった場合
- (九) 回避等の手続上の規定に違反し、悪影響を及ぼした場合
- (十) 公職人員による再審査、再確認を不当に受理、処理しない場合
- (十一) その他の職権の乱用、職務の怠慢、私情による法を歪曲により、不正を働いた場合

第六十四条 本法の規定に違反して、犯罪の構成要件を満たした場合、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第七章 附則

第六十五条 國務院及びその関連主管部門は、本法の原則と精神に基づいて、事業体、国有企業等の実情を結合させ、事業体、国有企業等の違法な公職人員に対する処分を具体的に規定する。

第六十六条 中央軍事委員会は、本法律に基づいて、関連する具体的な規定を定める。

第六十七条 本法施行以前に、既に処分が下された事件について、再審査、再確認を必要とするとき、その時点の規定を適用する。なお、未解決事件については、行為が発生した時点の規定が、違法と判断されないとき、その規定が適用され、行為が発生した時点での規定に違法が認められたとき、当時の規定に基づいて処理されるが、本法において、違法と認めない、又は本法律に基づいて、比較的軽度である場合には、本法が適応される。

第六十八条 本法は、2020年7月1日から施行する。

中華人民共和國公務員法

解 説

本稿は、2018年に大幅な修正が行われた現行「中華人民共和國公務員法」を邦訳したものである。

歴史的な経緯をみると、1957年10月23日、全国人民代表大会常務委員会第82回会議において議決され、1957年10月26日國務院が公布した「國務院關於国家行政機關工作人員的獎懲暫行規定」⁵⁴⁾により、国家工作人員⁵⁵⁾に対する奨励、表彰、処分等を規定している。

1987年、中国共産党第十三期代表大会において、国家幹部に対する集中的な統一管理を改革し、科学的な観点に基づく分類別管理制の設立をするべきであること、及び幹部人事制度の重点は、国家公務員制度を設立することであるという方針が示された。さらに、1992年の中国共産党第十四期代表大会では、再度国家公務員制度の整備を催促する要求が出された⁵⁶⁾。そこで、1993年8月14日には、國務院により「国家公務員暫行条例」が公布され、1993年10月1日に施行された。

2000年代に入ると、公務員法の起草が開始された。2005年4月27日、全国人民代

54) 「國務員關於国家行政機關工作人員的獎懲暫行規定」中国人代網 http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/10/content_5009561.htm（最終閲覧日：2022年1月8日）を参照。

55) 「建国以降、公務員という名称はブルジョア国家のものとして否定され、「国家工作人員」とよばれてきた。しかし、1990年代には技能職の専門職化が進み、裁判員が法官と呼称を改められたように、国家工作人員も公務員とよばれるようになった。」田中編・前掲注16）32頁から引用。

現在では、公務員と国家工作人員は区別されている。「公務員法が定める公務員とは、基本的に国の機関に雇用され給与を支払われている職員」を指す。これに対して、「国家工作人員」とは、「国家機関のほか、国有会社、国有企业、事業体、人民団体等で公職に携わる人員」を指す。同上32頁を参照及び引用。また、中華人民共和國刑法93条2項、「如何界定刑法中規定的国家工作人員的範圍？」中国人代網（2002）<http://www.npc.gov.cn/npc/c2369/200204/d6520607212b434d82843a8c82baac9d.shtml>（最終閲覧日：2022年1月31日）も併せて参照されたい。

56) 「中国公務員法的由来」中国青年報（2005）http://zqb.cyol.com/content/2005-04/28/content_1076690.htm（最終閲覧日：2022年10月10日）を参照。

中国における汚職に対する懲戒処分について

表大会常務委員会において「中華人民共和国公務員法」⁵⁷⁾(以下、「2005年法」という。)が通過し、2006年1月1日に施行された。本法は、中国における最初の公務員法であり⁵⁸⁾、現行法の原型となっている。

2012年に発足した習近平政権では、中央集権化を進めるために、法治に対して強い姿勢を示し⁵⁹⁾、法律の整備が加速した。2017年9月1日には、第12期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において、「中華人民共和国裁判官法」等8本の法律の改正に関する決定⁶⁰⁾が採択され、2018年1月1日に施行された。本決定に基づいて、2005年法に関する改正の方針が決定し、2018年12月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において、「中華人民共和国公務員法」⁶¹⁾(以下、「現行法」という。)が改正、発布され、2019年6月1日に施行された。

現行法は、2005年法の施行から13年の歳月が経過していることから、社会の大きな変化に対応させるとともに、中国社会の根幹を担う公務に対する法律としてふさわしい法律とするために、多数の条項を加える等、大幅な改正が行われた。

特に、現行法は、幹部に対する人事管理の基礎、公務員集団を管理する根拠法となることから、公務員の分類別管理制度、公務員職務及び職級の併行制度、高度な

57) 「中華人民共和国公務員法」中国人代網(2005) http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2005-05/30/content_341711.htm (最終閲覧日: 2022年1月3日) を参照。

58) 2005年法については、すでに山口大学の上杉信敬先生によって全訳が行われている。上杉信敬「資料(翻訳)中華人民共和国家公務員法(2005年)」『東亜経済研究』山口大学東亜経済学会(2006)109-124頁 <http://petit.lib.yamaguchi-u.ac.jp/G0000006y2j2/Detail.e?id=752620120413162901> (最終閲覧日: 2021年12月24日) を参照。

59) 金野純「『新時代』中国の中央集権化と法治」笹川平和財団(2018) <https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail005.html> (最終閲覧日: 2022年10月19日) を参照。

60) 改正が行われた8本の法律とは、「中華人民共和国法官法」「中華人民共和国検察官法」「中華人民共和国公務員法」「中華人民共和国律師法」「中華人民共和国公証法」「中華人民共和国仲裁法」「中華人民共和国行政復議法」「中華人民共和国行政処罰法」のことである。

「全国人民代表大会常務委員会關於修改《中華人民共和国法官法》等八部法律的決定」中国人代網(2017) http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/lfzt/rlyw/2018-10/19/content_2062826.htm (最終閲覧日: 2021年12月28日) を参照。

61) 「中華人民共和国公務員法」中国人代網(2018) http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/lfzt/rlyw/2018-12/29/content_2071578.htm (最終閲覧日: 2022年1月10日) を参照。

素質と専門的知識を持つ幹部集団の育成等を実現するための重点的な修正が行われ、2005年法に対する修正箇所は70箇所に及んでいる⁶²⁾。また、現行法は、全18章113条から成り立っており、2005年法の107条に比べると、8条追加されている。大きな変化の1つは、公務員に対して、国家や中国共産党への忠誠心を問う内容がより顕著になっている。例えば、「公務員の条件の1つとして「憲法を擁護する」に、「党の指導と社会主義制度を擁護する」が加えられ、党籍を剥奪された者は採用されないことが規定」⁶³⁾されている。

また、法に基づいた手続や処分の際には、処分理由や処分内容を書面による通知が義務付けられる等、法治化を意識した規定が見られる。

さらに、第九章の「懲戒」が「監督と懲戒」へと修正され、条文が追加された。これは、2018年に制定された「国家監察法」の制定に伴い、所属機関の公務員に対する監督が強化され、公務員も所属機関からの監視を受け入れることが規定されたものである。機関は、清廉潔白な組織風土の構築を目指すようになっている。公務員は、監察機関の政務処分の対象者になり、汚職をはじめとする違法行為を犯した場合は、政務処分又は懲戒処分を科されることになる。違法行為が懲戒処分に満たない軽微な場合でも、警告、批判教育、検査命令、訓告、組織内調整等の注意勧告が行われることが規定されている。

その他にも、2005年法と比較して、不服申立てと控告に関する内容が明確になっている。

現行法の内訳は、「総則」（1-12条）、第二章「公務員の条件、義務と権利」（13-15条）、第三章「職務、職級と級別」（16-22条）、第四章「任用」（23-34条）、第五章「評価」（35-39条）、第六章「職務、職級の任免」（40-44条）、第七章「職務、職級の昇任と降任」（45-50条）、第八章「表彰」（51-56条）、第九章「監督と懲戒」（57-65条）、第十章「研修」（66-68条）、第十一章「交流と回避」（69-78条）、第十二章「給与、福利と保険」（79-84条）、第十三条「辞職と解雇」（85-91条）、第十四章「退職」（92-94条）、第十五章「不服申立てと控告」（95-99条）、第十六章「職位の招聘任用」（100-105条）、第十七章「法的責任」（106-110条）、第十八章「附則」（111-113条）となっている。

本邦訳を通じて、より多くの方に、最新の中華人民共和国公務員法を理解してもらいたいと希望している。

今回の邦訳の過程では、指導教員である中央大学法学部四方光先生と中国法に詳

62) 「公務員管理 歩入新階段」中国人代網（2019）http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/cwhhy/13jcw/2019-01/03/content_2070146.htm（最終閲覧日：2022年1月10日）を参照。

63) 田中編・前掲注16) 33頁から引用。

中国における汚職に対する懲戒処分について

しい国士館大学法学部高橋正義先生にご指導を賜りましたことに対して、深く感謝を申し上げます。

中華人民共和國公務員法
(中华人民共和国公务员法)

The Civil Servant Law of The People's Republic of China
(中華人民共和國主席令 第二十号)

2018年12月29日發布

2019年6月1日施行

2005年4月27日、第十期全国家人民代表大会常任委員会第十五回会議で採択され、2017年9月1日の第十二期全国家人民代表大会常任委員会第二十九回会議における「中華人民共和國国家裁判官法」等八本の法律の改正に関する決定」に応じて、2018年12月29日第十三期全国家人民代表大会常務委員会第七回会議で改正された。

目録

- 第一章 総則
- 第二章 公務員の条件、義務と権利
- 第三章 職務、職級と級別
- 第四章 任用
- 第五章 評価
- 第六章 職務、職級の任免
- 第七章 職務、職級の昇任と降任
- 第八章 表彰
- 第九章 監督と懲戒
- 第十章 研修
- 第十一章 交流と回避
- 第十二章 給与、福利と保険
- 第十三章 辞職と解雇
- 第十四章 退職
- 第十五章 不服申立てと控告
- 第十六章 職位の招聘任用
- 第十七章 法的責任
- 第十八章 附則

第一章 総則

第一条 本法は、公務員の管理を規範化し、公務員の合法的な権利を保障し、公務員に対する監督を強化し、公務員が適正に職務を履行し、その責任を全うすることを促進し、確固たる信念を持ち、人民⁶⁴⁾に奉仕し、政務に尽力し、責任を果たし、清正廉潔で素質と専門性の高い公務員集団を構築するため、憲法に従って本法を制定する。

第二条 本法における公務員とは、法律に基づいて公職を履行し、国家行政に組み入れられ、国家財政による給与、福利の負担を受ける職員のことである⁶⁵⁾。

2 公務員は、幹部集団の重要構成部分であり、社会主義事業の中堅的な力であり、人民に奉仕する者である。

第三条 公務員の義務、権利及び管理については、本法を適用する。

2 公務員の領導的成員⁶⁶⁾の選出、任免、監督及び監察官、裁判官、検察官等の

[中華人民共和国公務員法の条文に付した訳註は、筆者が付したものである。]

64) 「人民」とは、「労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級、民族ブルジョア階級及び反動的階級から意識的に移ってきた一部の愛国分子」及び「社会主義的イデオロギーを堅持する者」をいう。高橋孝治「『国民』、『公民』、『人民』の日中台比較」146頁 <https://www.japanese-edu.org/hk/jp/publish/gakkan/pdf/hkgk01813.pdf>（最終閲覧日：2022年1月7日）から引用。

65) 田中編・前掲注16)及び中国人代網・前掲注55)（最終閲覧日：2022年1月31日）を参照。また、「人員」は「職員」と訳されることが多い。本稿では、原文が「工作人員」の場合は「職員」と訳し、その他の「人員」は、原文のまま「人員」と訳している。

66) 中国語において、「领导」と「指导」の意味は異なる。日本語に訳す際にも、「领导」を「領導する」、「指导」を「指導する」と区別して訳すことがある。これは、中国研究において、「领导」と「指导」には、中国政治を理解する上で重要な相違があるからである。日本の中国研究では、中国語の「领导」が、「指揮・命令」の意味を含むことから、「領導」を「領導幹部」「領導者」と訳し、中国共産党組織、政府機関、部門の公職人員を指す場合に使われている。「领导」の含意に関しては、加茂具樹著『現代中国政治と人民代表大会一人代の機能改革と「領導・被領導」関係の変化』慶應義塾大学出版会（2006）19頁脚注（2）を参照されたい。その一方で、中国における「领导」に関する研究では、「領導」は影響であって、強制力を伴わない」という主張も見られる。毛桂榮「『領導』と『執政』：中国共産党の指導をめぐる」『法学研究・明治学院大学』101巻、25号（2016）file:///C:/Users/81902/Downloads/hougaku_

中国における汚職に対する懲戒処分について

義務、権利及び管理に関する法律が、別途規定を有するときは、その規定に従う。

第四条 公務員制度は、中国共産党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」の重要思想、科学的発展観、習近平の新時代における中国の特色ある社会主義思想による指導を堅持し、社会主義の初級段階の基本路線を貫徹し、新時代の中国共産党の組織路線を徹底し、党が幹部を管理する原則を堅持する。

第五条 公務員の管理は、公開、平等、競争、優れた人材の選択という原則を堅持し、法に基づいた権限、条件、基準と手続を行う。

第六条 公務員の管理は、監督による抑制と激励による保障をいずれも重視する原則を堅持する。

第七条 公務員の任用では、徳と才能を兼ね備え、徳を重んじ、全国各地において能力・実績主義による採用を堅持し⁶⁷⁾、事業第一であり、公正かつ品行方正で

101-3_25-47.pdf (最終閲覧日:2022年1月31日) から引用。また、中国語の「成員」は「メンバー」と訳されることが多い。

本来、「領導」という日本語はなく、「领导」が単に「指揮・命令」だけを意味する訳ではないが、「指導」と異なる意味を持つことは明らかである。そこで、本稿においては、原文のまま「領導」と訳すことが中国法を理解する上で重要であると考え、「領導的成員」「領導人員」と訳している。

67) 原文の「任人唯賢」とは、「人の採用は、縁故によらず能力による」という中国の成語である。北京商務印書館・小学館編『中日辞典 第3版』小学館(2016)を参照。日本では、成績主義または能力・実績主義と呼ばれ、公務員を任用する際の根本基準とされている。「国家公務員法における能力・実績主義(平成21年4月1日施行)」内閣官房人事局 <https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000034280.pdf> (最終閲覧日:2022年1月22日)、及び「採用昇任等基本方針(平成26年6月24日閣議決定)」内閣官房人事局 <https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000094910.pdf> (最終閲覧日:2022年1月22日) 3頁を参照。日本の国家公務員法54条1項を参照すると、「…あらかじめ、次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針(以下「採用昇任等基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」と規定されている。これは、中国の人事関連の汚職で横行している情実人事や縁故主義に対して、人を任命する際には情実にとらわれてはならないことを厳しく規定している。高原明生「第3章 中国の幹部任用制度をめぐる政治」日本国際問題研究所『平成28年度

あることを堅持し、政治的態度が優秀で、勤務成績を重視する。

第八条 国家は、公務員を分類して管理し、管理の能率と科学的水準を向上させる。

第九条 公務員は、任用時に法律の規定に基づいて、公に憲法の宣誓を行うべきである。

第十条 公務員は、法律に基づいて職責を履行する行為は、法律により保護される。

第十一条 公務員の給与、福利、保険及び任用、奨励、研修、解雇等に必要経費は、財政予算に盛り込まれ、確保される。

第十二条 中央公務員主管部門は⁶⁸⁾、全国公務員の総合的な管理業務を担う。県級以上の地方各級公務員主管部門は、当該管轄区域における公務員の総合的な管理業務を担う。上級公務員主管部門は、下級公務員主管部門が行う公務員の管理業務を指導する。各級公務員主管部門は、同級各機関の公務員管理業務を指導する。

第二章 公務員の条件、義務と権利

第十三条 公務員は、以下に列挙する条件を備えていなければならない。

- (一) 中華人民共和国の国籍を有すること。
- (二) 年齢が満18歳以上であること。
- (三) 中華人民共和国憲法を擁護し、中国共産党の領導と社会主義制度を擁護すること。
- (四) 良好な政治的素質と道徳的品行を兼ね備えていること。
- (五) 職務を正常に遂行するための身体的条件と心理的な素質を兼ね備えていること。
- (六) 職務上の要求を満たす学歴と職務遂行能力を兼ね備えていること。
- (七) 法律により定めたその他の条件を満たすこと。

外務省外交・安全保障調査研究事業 国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係中国の国内情勢と対外政策』30頁 https://www2.jia.or.jp/pdf/research/H28_China/03-takahara.pdf（最終閲覧日：2022年1月21日）を参照。

68) 「中国共産党中央組織部」を指す。これまで、公務員の人事は、国家公務員局によって管理されてきたが、2018年「党・国機構改革深化計画」により、国家公務員局は、看板だけを残して、中国共産党の組織部に編入したため、現在は、組織部が人事の最終的な管理権を持っている。田中編・前掲注16) 32-33頁、及び「国家公務員主要職責」国家公務員局（2018）<http://www.scs.gov.cn/jzyz/>（最終閲覧日：2022年1月19日）を参照。

中国における汚職に対する懲戒処分について

第十四条 公務員は、以下に列挙する義務を履行しなければならない。

- (一) 憲法に忠実であり、規範を遵守し、率先して憲法と法律を擁護し、中国共産党の領導に従うこと。
- (二) 国家に忠実であり、国家の安全、名誉と利益を擁護すること。
- (三) 人民に忠実であり、誠心誠意国民に奉仕し、人民の監督を受けること。
- (四) 職務に忠実であり、勤勉であり、上級が法に基づいて下した決定と命令に従い執行し、規定の権限と手続に基づいて職責を履行し、仕事の質と効率の向上に努めること。
- (五) 国家機密と職務上の秘密を厳守すること。
- (六) 社会主義の核心的価値観を率先して実践し、法治を堅守し、規律を遵守し、職業上の道徳を遵守し、社会道徳と家族の美德を模範的に遵守すること。
- (七) 清廉潔白で、公正かつ品行方正であること。
- (八) 法律で規定されたその他の義務を遵守すること。

第十五条 公務員は以下に列挙する権利を有する。

- (一) 職責の履行に必要な労働条件を獲得する。
- (二) 法的理由又は法的手続によらず、免職、降任、解雇その他の処分を受けない。
- (三) 給与報酬を獲得し、福利、保険給付の待遇を受ける。
- (四) 研修に参加する。
- (五) 機関の業務と領導人員に対して、意見と提案を提出する。
- (六) 不服申立て及び控告を提出する。
- (七) 辞職を申請する。
- (八) 法律で定められたその他の権利を有する。

第三章 職務、職級と級別

第十六条 国家は、公務員職位類別制度を施行する。

- 2 公務員の職位の類別は、公務員の職位の性質、特徴、管理の必要に応じて、総合管理类、専門技術類と行政法執行類等に類別される。本法に基づいて、職位に特殊性があり、個別に管理する必要がある場合は、その他の職位の類別を増設することができる。各職位類別の適用範囲は、国家が別途規定する。

第十七条 国家は、公務員職務職級併行制度を施行し、公務員の職位類別と職責に応じて、公務員の領導的職務と職級の序列を設定する。

第十八条 公務員の領導的職務は、憲法、関連法と機関の規定に基づいて設置される。

- 2 領導的職務の等級は、国家級長官、国家級次官、省部級長官、省部級次官、庁

局級長官，庁局級次官，県処級長官，県処級次官，郷科級長官，郷科級次官に分けられる。

第十九条 公務員の職級は，庁局級以下において設置する。

2 総合管理類の公務員の職級の序列は，一級巡視員，二級巡視員，一級調査員，二級調査員，三級調査員，四級調査員，一級主任職員，二級主任職員，三級主任職員，四級主任職員，一級職員，二級職員に分類される。

3 総合管理類に含まれないその他の公務員の職級の序列は，本法に基づいて国家が別途規定する。

第二十条 各機関は，確定した職務権限，規格，予算規模，定員数及び構造割合に基づいて，本機関の公務員の具体的な職位を設置し，かつ各職位の職責と資格条件を定める。

第二十一条 公務員の領導的職務，職級は，行政の級別に対応していなければならない。公務員の領導的職務，職級と級別に対応関係は，国家が定める。

2 職務の必要性と領導的職務と職級との対応関係に応じて，公務員が担当する領導的職務と職級は互いに転任，兼任することができる。規定の資格，条件を満たせば，領導的職務又は職級に昇任することができる。

3 公務員の級別は，任用している領導的職務，職級及びその才能，表現力，勤務成績と経歴に基づいて確定する。公務員が，同一の領導的職務，職級である場合は，国家の規定に従って級別を昇任することができる。

4 公務員の領導的職務，職級と級別は，公務員の給与その他の待遇を確定するための根拠である。

第二十二条 国家は，人民警察，消防救助隊員及び税関，在外外交機関等の公務員の活動の特性に応じて，その領導的職務，職級に応じた階級を設ける。

第四章 任用⁶⁹⁾

第二十三条 一級主任職員以下，その他の相当する職級の公務員を任用する場合は，公開試験，厳格な選考，平等な競争，優れた人材を選抜採用する方法を用いる。

2 少数民族自治地域は，前項の規定により公務員を任用する場合は，法律と関連規定に従い，少数民族の受験者に対して適切な配慮を払う。

第二十四条 中央機関及びその直属の機関における公務員の任用は，中央公務員主管部門により実施する。地方各級機関における公務員の任用は，省級公務員主管部門により実施し，必要に応じて，省級公務員主管部門が，区を設置している市

69) 「採用昇任等基本方針」によると，任用は，「採用，昇任，降任，転任」に分けられる。「採用昇任等基本方針」内閣人事局 <https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000094911.pdf>（最終閲覧日：2022年1月22日）を参照。

中国における汚職に対する懲戒処分について

級機関⁷⁰⁾の公務員主管部門に実施の権限を授権することができる。

第二十五条 公務員の出願は、本法第十三条に規定する条件以外に、省級以上の公務員主管部門が規定し、職位の就任に必要な資格と条件を備えていなければならない。

2 国家は、行政機関において、行政罰決定の審査、行政再討議、行政裁決、法律顧問に初めて従事する公務員に対して、統一した法律職業資格試験制度を施行する際には、国务院の司法行政部門及び関連部門が、企画して実施しなければならない。

第二十六条 以下の列挙する者は、公務員として任用してはならない。

- (一) 犯罪で刑事罰を受けた者
- (二) 中国共産党の党籍を剥奪された者
- (三) 公職を免職された者
- (四) 法律に基づく信用失墜行為により懲戒の対象とされた者
- (五) 法律の規定により、公務員として任用してはならないその他の事情がある者

第二十七条 公務員の任用は、規定の予算規模内で、相応する職位に空席がなければならない。

第二十八条 公務員の任用は、公募によらなければならない。公募の際には、募集する職位、定員、受験資格、応募に必要な申請書類その他の受験の際の注意事項を記載する必要がある。

2 応募により採用する機関は、公民⁷¹⁾が受験に支障をきたさないように措置を講じなければならない。

第二十九条 応募により採用する機関は受験資格に従って、受験申請を審査する。出願者が提出した申請書類は、真実かつ正確でなければならない。

第三十条 公務員採用試験は、筆記試験と面接等によって行われ、試験の内容は、公務員が備えていなければならない基本的な能力と、異なる職位の類別に従い、機関が個別に設定する基準によらなければならない。

第三十一条 採用しようとする機関は、試験の成績に応じて候補者を選出し、募集資格を再審査し、選考と健康診断を行う。

70) 中国語原文は「设区的市」。市の下に区が設置されている比較的規模の大きい市をいう。岡村志嘉子「中国の新たな国家監察体制—中華人民共和国監察法—」『外国の立法』278号(2018)75-76頁 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11202128> (最終閲覧日:2022年1月8日)から引用。

71) 「公民」とは一般的に「中国の国籍を有する者」と理解されている。高橋・前掲注64)146頁(最終閲覧日:2022年10月7日)から引用。

- 2 健康診断の項目と基準は、職位の要求に基づいて確定する。具体的な方法は、中央公務員主管部門と国家衛生健康行政部門が規定する。
- 第三十二条 採用を行う機関は、試験結果、選考状況と健康診断の結果に基づき、採用候補者名簿を提出し公示する。公示期間は少なくとも五日以上とする。
- 2 公示期間が満了した場合、採用を行う中央機関は、中央公務員主管部門に採用候補者名簿を提出し記録しなければならない。採用を行う地方各級機関は、省級又は地区級市の公務員主管部門に採用候補者名簿を提出し、審査を受けなければならない。
- 第三十三条 特別職の公務員の任用に関しては、省級以上の公務員主管部門の承認を得て、手続を簡素化するかその他の評価方法で任用することができる。
- 第三十四条 新採用された公務員の試用期間は一年とする。試用期間が満了し合格した者は、その職務に任用する。不合格の者は、任用を取り消す。

第五章 評価

- 第三十五条 公務員の評価は、管理権限に基づいて、公務員の道徳、能力、勤怠、業績、清廉さを総合的に評価し、政治的素質と勤務成績を重視し評価しなければならない。評価指標は、異なる職位の類別に従い、機関が個別に設定する基準によらなければならない。
- 第三十六条 公務員の評価は、通常評価、専門項目評価と定期評価等の方式に分けられる。定期評価は、通常評価と専門項目評価に基づく。
- 第三十七条 領導的成員ではない公務員の定期評価は、年度評価方式を採用している。まず、個人が職位、職責と関連する要求に応じた総括を行い、主管的立場の領導者が、大衆の意見を聴取した後、評価等の提案を行い、当該機関の責任者又は授權された評価委員会によって評価の等級を確定する。
- 2 領導的成員の評価は、関連規定に従って主管機関により処理される。
- 第三十八条 定期評価の結果は、優秀、適任、基本的に適任、不適任の四等級に分けられる。
- 2 定期評価の結果は、書面によって公務員本人に通知しなければならない。
- 第三十九条 定期評価の結果は、公務員の職位、職務、職級、級別、給与及び公務員の表彰、研修、解雇の根拠となる。

第六章 職務、職級の任免

- 第四十条 公務員の領導的職務には、選挙任用制、委任制及び招聘任用制を施行する。公務員の職級には、委任制と招聘任用制を施行する。
- 2 領導的成員の職務は、国家の規定に従って任期制を施行する。

中国における汚職に対する懲戒処分について

第四十一条 選挙任用制の公務員は、当選と同時に効力が生じ、職務に任用される。

任期が満了した場合は、再就任することはできない、又は任期中に辞職、罷免、停職された場合は、その職務は終了する。

第四十二条 委任制の公務員は、試用期間が満了し審査に合格し、職務、職級に変更が発生するとき、その他の事情により、職務、職級の任免が必要とされる場合は、管理権限と規定に基づいた手続に従って任免しなければならない。

第四十三条 公務員の任用は、規定の予算規模と定員内で行い、対応する職位の空席がなければならない。

第四十四条 公務員は、職務上の都合により、所属機関以外で兼業をする必要がある場合は、関係機関の承認を経なければならず、かつ、兼業による報酬を受け取ってはならない。

第七章 職務、職級の昇任と降任

第四十五条 公務員が領導的職務に昇任するには、就任する職務の要求に応じた政治的素質、職務遂行能力、学歴と職歴等に関する条件及び資格を備えていなければならない。

2 公務員の領導的職務は、段階的に昇任しなければならない。特に優秀又は職務上例外的に必要な場合は、特例又は飛び級で昇任することができる。

第四十六条 公務員の領導的職務の昇任は、以下の手続に従って行われる。

- (一) 動議に付す。
- (二) 民主的に推薦する。
- (三) 考察対象を確定し、考察のための組織を設置する。
- (四) 管理権限に基づいて決定する。
- (五) 職位の就任手続を履行する。

第四十七条 庁局級長官以下の領導的職務に空席があり、かつ、該当機関に適任する人材がない場合は、適切な方法で民間から候補者を選抜することができる。

第四十八条 公務員が領導的職務に昇任する場合は、関連規定に基づいて、職務に就任前公示制度と就任試用期間制度を施行しなければならない。

第四十九条 公務員の職級は、段階的に昇任しなければならず、個人の徳と才能、勤務成績と職歴に応じて、民主的推薦又は民主的評価の結果を参考にして、候補者を確定し、公示後は、管理権限に基づいて、審査を受けなければならない。

第五十条 公務員の職務、階級はその地位から昇任し、又は降任することもある。現在の職務、職級には適さない又は不適格な場合は、調整を行わなければならない。

2 公務員が年次評価において、不適切が確定した場合は、規定された手続に基づ

いて、職務又は職級を現職より一級降任する。

第八章 表彰

第五十一条 職務において突出した業績を収め、顕著な成績及び貢献その他の突出した業績を有する公務員又は公務員集団を表彰する。表彰は、定期的な表彰と随時の表彰を組み合わせ、精神的な表彰と物質的な表彰を組み合わせるが⁷²⁾、精神的な表彰を原則とする。

2 公務員集団の表彰は、序列の編成により設置した機関、又は専門項目の任務を完了させるために組織した活動集団に適用される。

第五十二条 公務員又は公務員集団は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を受ける。

- (一) 職務に忠実であり、積極的に活動し、責任感があり、顕著な勤務成績を挙げた場合
- (二) 規律法律を遵守し、清廉潔白で奉仕し、誠実に行動し、物事を公平に処理でき、公正で模範的な役割を果たした場合
- (三) 業務上での発明又は合理的な提案の結果、著しい経済的又は社会的利益を達成した場合
- (四) 民族団結を促進し、社会の安定を維持するために顕著な貢献をした場合
- (五) 公共財産を保護し、国家財政を節約し、顕著な成績を挙げた場合
- (六) 事故の防止又は処理による功績で、国家と人民群眾の利益が被害を免れ、損失を減少させた場合
- (七) 緊急救命、災害救援等の特定の環境において顕著な貢献をした場合
- (八) 規律違反と違法行為との闘争において功績を挙げた場合
- (九) 外交において、国家の名誉と利益のために功労した場合
- (十) その他の突出した功績を挙げた場合

第五十三条 表彰は、佳賞、第三等功績記録、二等功績記録、一等功績記録、称号授与⁷³⁾に分けられる。

2 表彰を受ける公務員又は公務員集団に対しては、表彰状を授与し、表彰を授与された個人には、一時金その他の待遇を与える。

72) 精神的な表彰とは、称号や佳章を授与し、精神的な要求を満たすことをいう。物質的な表彰とは、一時金、賞品、昇給、昇任等により、物質的な要求を満たすことをいう。呉徳慧編『中華人民共和国公務員法積義』研究出版社（2019）114頁を参照。

73) 「称号授与」とは、公務員として最高の名誉であり、「優秀公務員」「模範公務員」等の称号が与えられる。呉徳慧編・前掲注72) 117頁。

中国における汚職に対する懲戒処分について

第五十四条 公務員又は公務員集団の表彰は、規定された権限及び手続に基づいて決定し、又は審査を受ける。

第五十五条 国家の規定により、特定の期間、特定の領域における重要な業務に従事する公務員には、記念証、又は記念メダルを交付することができる。

第五十六条 公務員又は公務員集団が、以下の各号のいずれかに該当するときは、表彰を撤回する。

- (一) 虚偽の行為により、表彰を詐取した場合
- (二) 表彰を申告する際に、重大な誤りを隠蔽し、又は規定上の手続において重大な違反をした場合
- (三) 重大な規律違反、法律違反等の行為が称号の名誉に影響を与える場合
- (四) 法律、法規により規定されているその他の表彰が撤回される事情がある場合

第九章 監督と懲戒

第五十七条 機関は、公務員の政治思想、職責の履行、勤務態度、規律法規の遵守等の状況について監督を行い、勤勉で清廉な組織風土を展開し、日常的な管理監督制度を建設しなければならない。

2 公務員に対する監督を通じて問題が発覚した場合は、事情に応じて、口頭による警告、批判教育、検査命令、訓告、組織内調整、処分を命じなければならない。

3 公務員の職務違反や職務犯罪の疑いがある場合は、法律に基づいて、監察機関に移送して処理しなければならない。

第五十八条 公務員は、自覚して監督を受け入れ、規定に基づいて活動を報告し、個人に関する事項を報告しなければならない。

第五十九条 公務員は、法規を遵守し、以下に該当する行為をしてはならない。

- (一) 憲法の権威、中国共産党と国家の名誉を損ねる発言を広め、憲法、中国共産党の領導と国家に対する反対集会、行列、デモに組織又は参加する。
- (二) 違法な組織を組織する又は参加する、ストライキを組織する又は参加する。
- (三) 民族関係を挑発し、破壊し、民族分裂活動に参加し、又は組織する、宗教活動を利用し、民族団結と社会の安定を損ねる。
- (四) 担当職務を行わず、行うべき行為を行わず、職務を怠慢し、職務を誤った方向に導く。
- (五) 上級が法に基づいて下した決定と命令の執行を拒否する。
- (六) 批判、不服申立て、控告、密告に対して抑圧し、又は報復を与える。

- (七) 虚偽行為をなし、誤解を招き、領導と公衆を欺く。
- (八) 横領や賄賂を行い、自らの職務を利用して、自己又は他人の私的利益を図る。
- (九) 財政と経済の規律に違反し、国家財政を浪費する。
- (十) 職権を乱用し、公民、法人その他の組織の合法的権利と利益を侵害する。
- (十一) 国家機密又は職務上の秘密を漏洩する。
- (十二) 外交において国家の名誉と利益を害する。
- (十三) 情事、薬物使用、賭博、迷信等の活動に参加し、又は支持する。
- (十四) 職業倫理、社会的道徳と家族の美徳に違反する。
- (十五) 関連規定で関与が禁止されているネットワーク上の伝播行為又はネットワーク活動に参加する。
- (十六) 関連規定に違反して営利的な活動に従事し、若しくは参加し、又は企業その他の営利組織において職務を兼務する。
- (十七) 無断で欠勤し、又は公務のための外出期間若しくは休暇期間を満了して、正当な理由なく職務に復帰しない。
- (十八) 規律、法律に違反するその他の行為を犯す。

第六十条 公務員が公務を遂行する際、上級の決定又は命令に誤りがあると認められる場合は、上級に対して当該決定又は命令の改正及び撤回の意見を提出することができる。上級が当該決定又は命令を変更しない、又は直ちに執行を要求するとき、公務員は当該決定又は命令を執行するが、執行後の結果は上級が責任を負い、公務員は責任を負わない。但し、公務員が明らかに違法な決定や命令を執行した場合は、法に基づいて相応の責任を負わなければならない。

第六十一条 公務員は、規律法律違反による責任を負い、本法に基づいて、処分又は監察機関からの政務処分が科される。規律法律違反が比較的軽微な場合であつて、批判教育により悔いを改めたときは、処分は科さないことができる。

2 同じ規律法律違反に対して、監察機関が政務処分の決定を下した場合、公務員が所属する機関は更に処分を科さない。

第六十二条 処分は、警告、過失記録、重大過失記録、降格、停職、免職に分けられる。

第六十三条 公務員の処分は、事実が明白で、証拠が極めて確実で、疑いの余地がなく、適切に処理され、手順が合法で完全でなければならない。

2 公務員が規律法律に違反した場合、処分を決定する機関により、公務員の規律法律違反の状況を調査し、調査によって認定された事実、及び処分の根拠を公務員に告知しなければならない。公務員には、陳述し弁解する権利があり、処分決定機関は、公務員の弁解により処分を重くしてはならない。

中国における汚職に対する懲戒処分について

3 処分決定機関が、公務員に対して処分を科すべきであるとした場合は、規定された期間内に、管理権限と規定された手続に基づいて処分を決定しなければならない。処分の決定は、書面にて当該公務員に通知しなければならない。

第六十四条 公務員は、処分期間中に、職務、職級と級別を昇任してはならない、そのうち、過失記録、重大過失記録、降格、停職処分を受けた場合は、給与の等級を上げてはならない。

2 処分期間については、警告が六月、過失記録が十二月、重大過失記録が十八月、降格及び停職が二十四月である。

3 停職処分を受けた者は、規定に基づいて、級別を降任する。

第六十五条 公務員が、免職以外の処分を受け、その処分期間中に悔い改める態度が見られ、規律法律に違反する行為が再発しない場合、処分は期間満了を以て自動的に解除される。

2 処分が解除された後、給与の等級、級別と職務、職級への昇任に、処分の影響が及ぶことはない。但し、降格、停職処分が解除された場合、処分以前の級別、職務、職級は回復しない。

第十章 研修

第六十六条 機関は、公務員の職責による要求と公務員の素質の向上の必要に応じて、公務員に対して類や級に応じた研修を実施する。

2 国家は、公務員専門研修機関を設立する。機関は、必要に応じて、他の訓練機関に公務員の研修任務を委託することができる。

第六十七条 機関は、新採用した人員に対して、試用期間中に新人研修を行わなければならない。領導的職務に昇任する公務員に対しては、就任前又は就任後一年以内に、就任研修を行う。専門項目の業務に従事する公務員に対しては、専門的な業務研修を行う。すべての公務員に対して、政治的素質を高め、職務遂行能力を向上させ、日々知識を更新するために職場研修を行い、その中でも、専門技術に分類される公務員に対しては専門的な技術研修を行わなければならない。

2 国家は、優秀な若年公務員の研修を計画的に強化する。

第六十八条 公務員の研修では、登録管理を行う。

2 公務員が研修に参加する期間は、公務員主管部門が、本法第六十七条に規定する研修要件に基づいて確定する。

3 公務員の研修状況、学業成績は、公務員の評価の内容と任用、昇任の根拠の一つである。

第十一章 交流と回避

第六十九条 国家は公務員交流制度を実施する。

2 公務員は、公務員と本法に基づいて管理される職員との内部交流が可能であり、国有企業と本法が管理していない事業体の中で公務に従事する人員との間で交流をすることができる。

3 交流の方式には、人事交流と転任が含まれる。

第七十条 国有企業、高等教育機関と科学研究所その他の本法に従って管理されていない事業体で公務に従事する人員は、機関の領導的職務又は四級調査員以上その他の相当する職位に転入することができる。

2 人事交流の候補者は、本法第十三条に規定する条件と就任に必要な資格と条件を備えていなければならない。本法第二十六条規定に該当してはならない。機関は、上記の規定に基づいて、人事交流の候補者に対して厳格な選考を行い、管理権限に基づいて審査を受け、必要に応じて人事交流の候補者に対して試験を行わなければならない。

第七十一条 公務員による異なる職位間での転任は、任用する職位が要求する資格と条件を備えていなければならない。規定の予算規模と定員数で行われる。

2 省部級長官以下の領導的成員については、地域間又は部門間の転任を計画的かつ重点的に実施しなければならない。

3 機関内に設置された機構の領導的職務とその他の特殊性のある職務に従事する公務員に対しては、当該機関内で計画的に転任しなければならない。

4 上級機関は、基層機関から公務員を公開選出することに重点を置かなければならない。

第七十二条 業務の必要性に応じて、機関は、期限付きで公務員を、重大工程、重大項目、重点任務その他の専門項目の職務に出向させることができる。

2 公務員は、出向期間中、元の機関との人事関係に変更はない。

第七十三条 公務員は、機関の交流の決定に従わなければならない。

2 公務員本人が交流を申請した場合は、管理権限に基づいて、審査を受けなければならない。

第七十四条 公務員間に夫婦関係、直系の血縁関係、三世以内の血縁関係及び近親者関係がある場合、同じ機関において、双方が直接同じ領導的職位の指揮監督を受け、又は直接的な上下関係の領導的職位に就くことはできず、若しくは、上記関係のある者が、領導的職位に就く機関において、そのいかなる関係者も、組織、人事、規律検査、監察、監査及び財務業務に従事してはならない。

2 公務員は、その配偶者、子女及びその配偶者が経営する企業、営利性組織の業

中国における汚職に対する懲戒処分について

界監督又は主管部門の領導的成員に就いてはならない。

3 地理的又は業務上の特殊性により、事情に応じて適宜任用を回避する必要がある場合については、省級以上の公務員主管部門により規定する。

第七十五条 公務員は、郷級機関、県級機関、区を設置している市級機関及びその関連部門の主要な領導的職務に就く場合は、関連規定に基づいて、地理的回避を行わなければならない。

第七十六条 公務員が公務を遂行するとき、以下の各号のいずれかに該当する場合は、その職務を回避しなければならない。

(一) 本人の利害に関係する場合

(二) 本法第七十四条第一項に規定する親族関係にある人員の利害関係に関係する場合

(三) その他の公正な公務の遂行に影響を与える場合

第七十七条 公務員に回避すべき事情がある場合は、本人が回避を申請しなければならない。利害関係者は、公務員の回避⁷⁴⁾を申請する権利を有する。その他の人員は、機関に対して、公務員が回避⁷⁵⁾を必要とする状況を提供することができる。

2 機関は、公務員本人又は利害関係者の申請に基づいて、審査後に回避の可否を決定し、又は申請がなくても直接回避を決定することができる。

第七十八条 法律が公務員の回避に対して別途規定を定める場合は、その規定に従う。

第十二章 給与、福利と保険

第七十九条 公務員は、国家が統一する給与制度を施行する。

2 公務員の給与制度は、徹底して労働分配の原則を貫き、職責、職務能力、勤務成績、経歴等の要素を反映し、異なる領導的職務、職級、級別間の合理的な賃金格差を維持する。

3 国家は、公務員の給与についての定期昇給制度を構築する。

第八十条 公務員の給与には、基本給、手当、補助金と賞与が含まれる。

2 公務員は、国家の規定に従って、地域付加手当、貧困辺境地域手当、職位手当等の手当を受ける。

3 公務員は、国家の規定に基づいて、住宅、医療等の補助金、補助を受ける。

4 公務員が定期評価において、優秀で有能であることが確定した場合、国家の規

74) この場合、日本語では、「忌避」と訳すべきところであるが、原文が同じ用語を使用しているため、回避と訳している。

75) 同上。

定に基づいて、年末賞与を受ける。

5 公務員の給与は、期日通りに全額支給しなければならない。

第八十一条 公務員の給与水準は、国民経済の発展と調和し、社会の進歩に見合っ
てなければならない。

2 国家は、給与調査制度を施行し、定期的に公務員と企業における給与水準の比
較調査を行い、給与調査の比較結果を、公務員の給与基準の調整を行う根拠とす
る。

第八十二条 公務員は、国家の規定に従って福利を受ける。国家は、経済、社会の
発展水準に応じて、公務員の福利を改善する。

2 公務員は、国家が規定する労働時間制度を履行し、国家の規定に基づいて休暇
を取得する。公務員が法定労働日以外に残業する場合は、相応する振替休暇を与
え、振替休日が取得できない場合は、国家の規定に基づいた補助を支給しなけれ
ばならない。

第八十三条 公務員は、法律に従って社会保険に加入し、国家の規定に基づいて保
険の給付を受ける。

2 公務員が公務遂行中の原因により、犠牲となり、又は病気で死亡した場合、そ
の親族は、国家が規定する補償と優遇措置を受ける。

第八十四条 いかなる機関も、国家が規定した公務員の給与、福利、保険政策に違
反し、無断で改正してはならず、みだりに公務員の給与、福利、保険の待遇を改
善し、又は改悪してはならない。いかなる機関も、公務員の給与を天引きし、又
は滞納してはならない。

第十三章 辞職⁷⁶⁾と解雇⁷⁷⁾

第八十五条 公務員が公職を辞職するときは、任免機関に書面で申請をしなけれ
ばならない。任免機関は、申請の受領日から三十日以内に、審査を受けなければな
らず、領導的成員がその公職の辞任を申請するときは、申請の受領日から九十日
以内に、審査を受けなければならない。

第八十六条 公務員が、以下の各号のいずれかに該当するときは、公職を辞職し
てはならない。

(一) 国家が規定する最低勤続年数を満たしていない場合

(二) 国家機密等に及ぶ特別職位に就いている者又は当該職位を離れた者が、国
家の定める機密解除期間に達していない場合

76) 本人による申出によるもので、公務員の権利による職を辞する。辞職費は支
払われないものの、法に従って法律上の待遇を享受できる。

77) 公務員が所属先から任用関係を解除されるが、失業保険がもらえる。

中国における汚職に対する懲戒処分について

- (三) 重要な公務が未処理で完成しておらず、本人が引き続き処理しなければならない場合
- (四) 会計監査、規律審査、監察調査を受けている期間中である、又は犯罪の疑いがあり、司法手続が終了していない場合
- (五) 法令、行政法規に定めるその他の公職を辞任してはならない事情がある場合

第八十七条 領導的職務に就いている公務員は、職務の変更により法律に基づいて現職を辞職する必要がある場合は、辞職手続を履行しなければならない。

- 2 領導的職務に就いている公務員は、個人的理由その他の理由により、自発的に領導的職務を辞職することができる。
- 3 領導的成員による業務上の重大な過失、失職によりもたらされた多大な損失、重大な社会的影響、又は重大な事故に対する責任を負う場合は、責任を取ってその職務を引責辞職しなければならない。
- 4 領導的成員は、その他の理由により、現職の領導的職務に適任しなくなった場合、又は引責辞任をしなければならないのに辞職願を提出しなかった場合は、その領導的職務の辞職を命じなければならない。

第八十八条 公務員は、以下の各号のいずれかに該当するときは、解雇する。

- (一) 年次評価において、二年連続して不適任と判断された場合
- (二) 現職に適さず、その他の与えられた職務を拒否した場合
- (三) 機関による調整、取消、合併又は人員削減のために人事調整が必要であるときであっても、本人が合理的な配置を拒否した場合
- (四) 公務員の義務を履行せず、法律と公務員の規律を遵守せず、教育を受けても改善する余地がなく、継続して機関で働くことに適さず、「免職」が適切ではない場合
- (五) 無断で欠勤し、又は公務のための外出期間若しくは休暇期間を満了しても、正当な理由なく、それを超えて十五日間の休暇を取得し、又は年間累計三十日間を超えた不当な休暇を取得した場合

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、公務員の職を解雇してはならない。

- (一) 公務執行中に障害を負い、職務遂行能力の喪失又は部分的な喪失が確定した場合
- (二) 疾病又は負傷により規定された医療期間内にある場合
- (三) 女性公務員が、妊娠中、産休中、授乳期間中である場合
- (四) 法令、行政法規に規定されているその他の解雇できない事情がある場合

第九十条 公務員の解雇は、管理権限に基づいて決定する。解雇の決定は、解雇さ

れた公務員に書面で通知し、解雇の根拠と理由を告知しなければならない。

2 解雇された公務員は、解雇金を受け取るか、国家の関連規定に従って失業保険を受け取ることができる。

第九十一条 公務員が辞職し、又は解雇された場合、離職前に公務の引継ぎを行い、必要に応じて規定に基づいた会計監査を受けなければならない。

第十四章 退職

第九十二条 公務員は、国家が規定する退職年齢に至った場合又は完全に職務遂行能力を喪失した場合は、退職をしなければならない。

第九十三条 公務員は以下の各号のいずれかに該当する場合は、本人が自発的に申請し、任免機関の承認を得て、早期退職をすることができる。

(一) 勤続年数が三十年間に達した場合

(二) 国家が規定する退職の年齢に五年足りないが、勤続年数が満二十年間に達している場合

(三) 国家が規定する早期退職に該当するその他の事情がある場合

第九十四条 公務員は退職後、国家が規定した年金とその他の待遇を受け、国家は退職者の生活と健康のための役務と援助を提供し、個人の専門的能力を発揮させ、社会の発展に参与することを激励する。

第十五章 不服申立てと控告

第九十五条 公務員が、自己に関する以下の人事処理が不服である場合は、当該人事処理を知った日から三十日以内に、処分を下した機関に再審査を申請することができる。再審査の結果が不服である場合は、再審査の決定日から十五日以内に、規定に基づいて、同級公務員主管部門又は人事処理を行った機関の上級機関に不服申立てをすることができる。また、再審査を経ずに、当該人事処理を知った日から三十日以内に直接不服申立てをすることができる。

(一) 処分された場合

(二) 解雇又は任用を取り消された場合

(三) 降格した場合

(四) 定期評価が、不適任であった場合

(五) 免職された場合

(六) 辞職、早期退職の申請が承認されない場合

(七) 給与、福利、保険の待遇が規定に基づいていないか、天引きされている場合

(八) 法律、法規に規定されている不服申立てができるその他の事情がある場合

中国における汚職に対する懲戒処分について

- 2 省級以下の機関による不服申立ての処理、決定に対して不服がある場合は、処理を決定した上級機関に再度不服申立てをすることができる。
- 3 公務員の不服申立てを受理した機関は、公務員不服申立公正委員会を立ち上げ、公務員の不服申立て事案を受理し、審議に責任を負わなければならない。
- 4 公務員が、監察機関の出した本人に関する処分の決定に対して不服があり、監察機関に対して再審査又は再確認を申請した場合は、関連規定に基づいて処理しなければならない。

第九十六条 元の処理機関は、再確認の申請書を受領してから三十日以内に再確認の決定を行い、申請者に書面で告知しなければならない。公務員の不服申立てを受理する機関は、受理日から六十日以内に処分し、決定しなければならない。内容が複雑な場合は、その程度に応じて処理期間を延長することができるが、延長期間は三十日を超えてはならない。

- 2 再確認、不服申立ての期間中は、人事処理の執行は停止しない⁷⁸⁾。
- 3 公務員は、再確認の申請及び不服申立て申請により、処分が重くなることはない。

第九十七条 公務員の不服申立てを受理した機関が、人事処理に誤りがあると認定した場合、元の処理機関は速やかに是正をしなければならない。

第九十八条 公務員は、機関及びその指導人員が合法的権利利益を侵害していると認めた場合、法律に基づいて、上級機関又は監察機関に控告⁷⁹⁾することができる。控告を受理した機関は、規定に基づいて、速やかに処理しなければならない。

第九十九条 公務員が不服申立て又は控告⁸⁰⁾をする場合は、事実を尊重し、事実を捏造し、誣告し、他人を陥れてはならない。事実を捏造し、誣告し、他人に虚偽の陳述をさせた場合は、法的責任を追及する。

78) 96条第2項は、日本の行政行為の特殊な効力の一つで、「公定力」という。櫻井敬子・橋本博之『行政法 第4版』弘文堂(2013)88頁から引用。日本の行政事件訴訟法25条1項「処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」及び行政不服審査法25条1項「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」も併せて参照されたい。

79) 本条の控告は、日本語の「告発」に近い意味を含んでいるが、原文に合わせて控告と訳している。

80) 同上。

第十六章 職位の招聘任用

第百条 機関は、業務の必要に応じて、省級以上の公務員主管部門の承認を得て、より専門性の高い職位と補助的な職位に対して、招聘任用制を実施することができる。

2 前項に掲げた職位が国家機密にかかわる場合は、招聘任用制は実施しない。

第百一条 機関による公務員の招聘任用は、公務員採用試験の募集手続に基づいて公募することができ、条件に合う人員を直接招聘任用することができる。

2 機関による公務員の招聘任用は、規定の予算規模と給与経費内で行う。

第百二条 機関による公務員の招聘任用は、平等、任意、合意の原則に従い、書面により招聘任用契約を締結し、機関と招聘任用された公務員双方の権利、義務を確定する。招聘任用契約は、両者の合意により変更又は解除することができる。

2 招聘任用契約の締結、変更又は解除は、同級公務員の主管部門に報告し記録する。

第百三条 招聘任用契約では、契約期間、職位及びその職責の要件、給与、福利、保険待遇、違約責任等に関する項目を備えていなければならない。

2 招聘任用による契約期間は、一年から五年である。招聘任用契約には、試用期間を定めることができ、その期間は一月から十二月とする。

3 招聘任用制の公務員には、協議給与制度を施行し、具体的な方法に関しては、中央公務員主管部門が規定する。

第百四条 機関は、本法と招聘任用契約に従って、任用した公務員を管理する。

第百五条 招聘任用制による公務員と所属機関の間で、任用契約の履行が原因の紛争が生じた場合は、紛争が発生した日から六十日以内に仲裁を申請することができる。

2 省級以上の公務員の主幹部門は、必要に応じて人事争議仲裁委員会を設置し、仲裁の申請を受理する。人事争議仲裁委員会は、公務員主管部門の代表者、招聘任用機関の代表者、招聘任用制により任用された公務員の代理人及び法律専門家で構成する。

3 当事者が仲裁の裁定に対して不服を申し立てる場合、仲裁の裁定書を受領した日から十五日以内に人民法院に訴えを提起することができる。仲裁の裁定に効力が生じた後、一方の当事者が不履行となった場合、もう一方の当事者は、人民法院に執行を申請することができる。

第十七章 法的責任

第百六条 以下に列挙する本法の規定に違反する場合、県級以上の領導機関又は公

中国における汚職に対する懲戒処分について

公務員主管部門は、管理権限に基づいて、事情に応じて、是正又は無効を宣言する。責任ある立場の領導人員と直接の責任者には、状況の軽重に応じて、批判教育、検査命令、訓告、組織内調整、処分を科す。犯罪の構成要件を満たす場合は、刑事責任を追及する。

- (一) 公務員の予算規模、役職数又は任用資格、条件に従わずに、公務員を任用、人事交流、転任、招聘任用及び昇任させた場合
- (二) 公務員の表彰、懲罰、回避及び退職手続が、規定の条件に従って行われない場合
- (三) 公務員の任用、人事交流、転任、招聘任用、昇任及び選考、奨励、処罰が規定の手続に従って行われていない場合
- (四) 国家の規定に違反して、公務員の給与、福利、保険の待遇基準を変更した場合
- (五) 採用、公開選出等の職務中に発生した、試験問題の漏えい、試験場での規律違反その他の公開又は公正な行為に重大な悪影響を及ぼした場合
- (六) 規定に従わず、公務員の不服申立て、又は控告を受理、処理した場合
- (七) 本法の規定に違反するその他の事情がある場合

第一百七条 公務員が公職を辞任又は退職した場合、元の領導的成員又は県处级以上の領導的職務に就いていた公務員については、離職後三年以内、他の公務員については、離職後二年以内は、元の業務に直接関係する企業その他の営利組織に就職してはならず、元の業務に直接関連する営利活動に従事してはならない。

2 公務員が公職を退職し、又は退職した後に前項の規定の違反があった場合は、所属していた機関と同級の公務員主管部門により、期限内に改正することが命じられる。期限内に改正しない場合、県級以上の市場監督部門が、当該人員に対して、就任期間中の違法所得を没収し、受入先に対して当該人員の除名を命じ、状況の軽重に応じて、受入先に対して当該人員の違法所得の一倍から五倍以上の制裁金を課す。

第一百八条 公務員主管部門の職員が、本法の規定に違反して、職権を乱用し、職務を怠慢し、私情で法を曲げ不正を働いた行為が、犯罪の構成要件に該当する場合は、法律に従って刑事責任を追及する。構成要件に該当しない場合は、法に基づいて監察機関により政務処分を科す。

第一百九条 公務員の任用、招聘任用等の業務において、真実の情報を隠し、虚偽の行為を行い、試験における不正行為を行い、試験の秩序を乱した場合は、公務員主管部門が、その状況に応じて、試験の成績を無効、受験資格の取消、試験の制限等の処理を行い、状況が重大である場合は、法に基づいて法的責任を追及する。

第一百条 機関が人事処理の過ちにより、公務員の名誉に損害を与えた場合は、当該公務員に対して謝罪をし、名誉を回復させ、その影響を排除しなければならない。経済的損失を被った場合は、法に基づいて補償しなければならない。

第十八章 附則

第一百一条 本法における領導的成員とは、機関の領導人員を指し、機関内に設置された各部署において領導的職務に就く人員を含まない。

第一百二条 法令、法規が授権する公共事務管理の職務権限を持つ事業体における労働者以外の職員は、承認を経て本法に基づいて管理される。

第一百三条 本法は2019年6月1日から施行する。